
事業承継の現状と支援策

令和4年12月2日(金)

独立行政法人中小企業基盤整備機構 中部本部
中小企業アドバイザー

中部本部の支援体制（中小企業事業承継円滑化支援事業）

中小企業・小規模事業者

＜事業承継に関する支援に取り組む支援機関＞

商工会・商工会連合会

商工会議所

中小企業団体中央会

信用組合

信用金庫

地方銀行

中小企業診断士協会

税理士会

公認会計士協会

弁護士会

中小企業支援センター

よろず支援拠点

事業引継ぎ支援センター

窓口相談・専門家派遣

巡回訪問

講習

セミナー
講師派遣

個別相談への
協力

案件支援

事例研究会

定例会議

中小企業基盤整備機構 中部本部

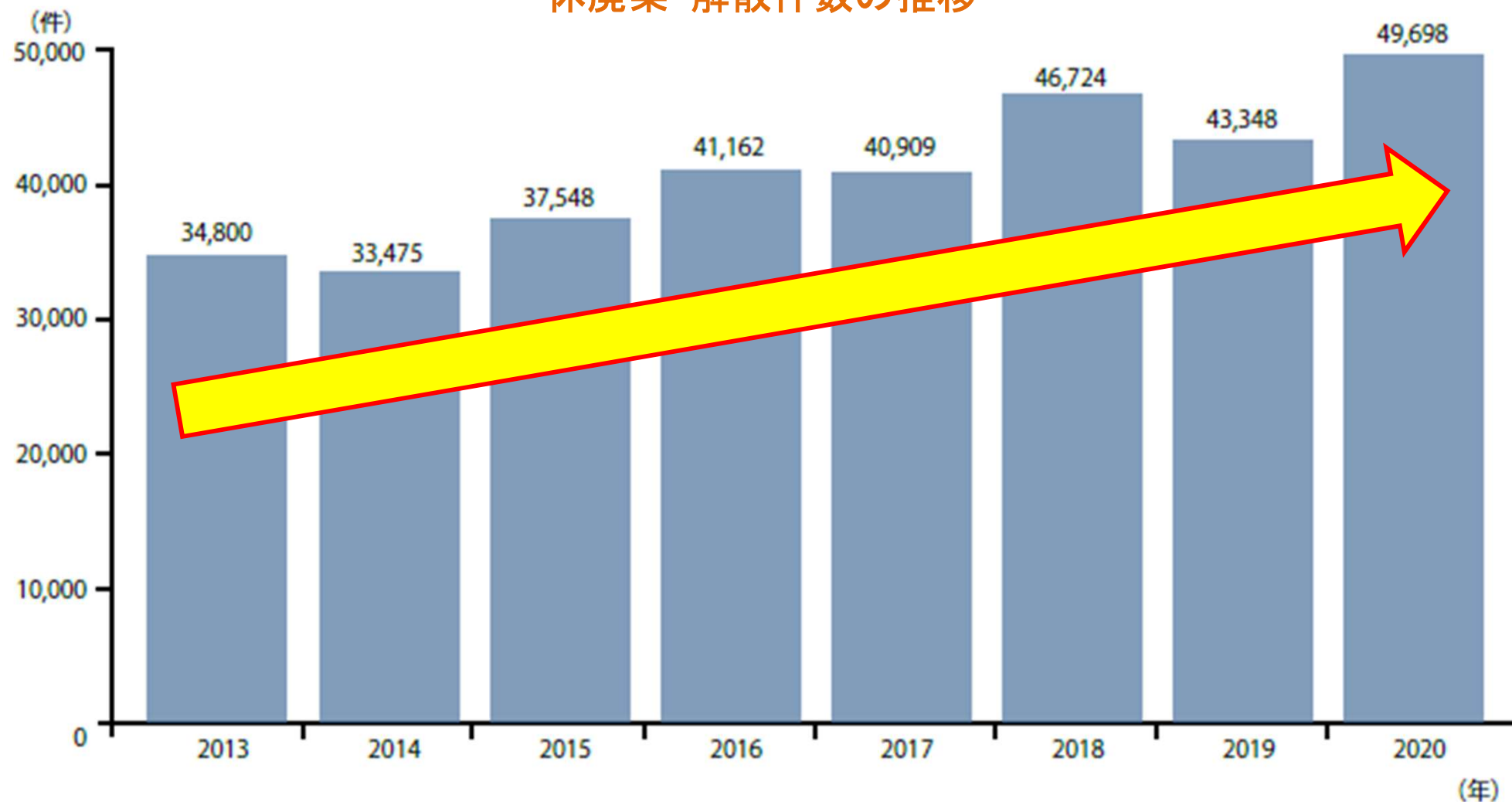
- ①情報提供
- ②支援ノウハウ提供
- ③支援能力向上
- ④支援体制構築
- ⑤ネットワーク構築

I . 事業承継の概要

I - 1. 休廃業・解散件数の推移

- ・中小企業の休廃業・解散件数は、2016年に4万件を超え、2020年に5万件に近づいており、増加傾向が顕著である。

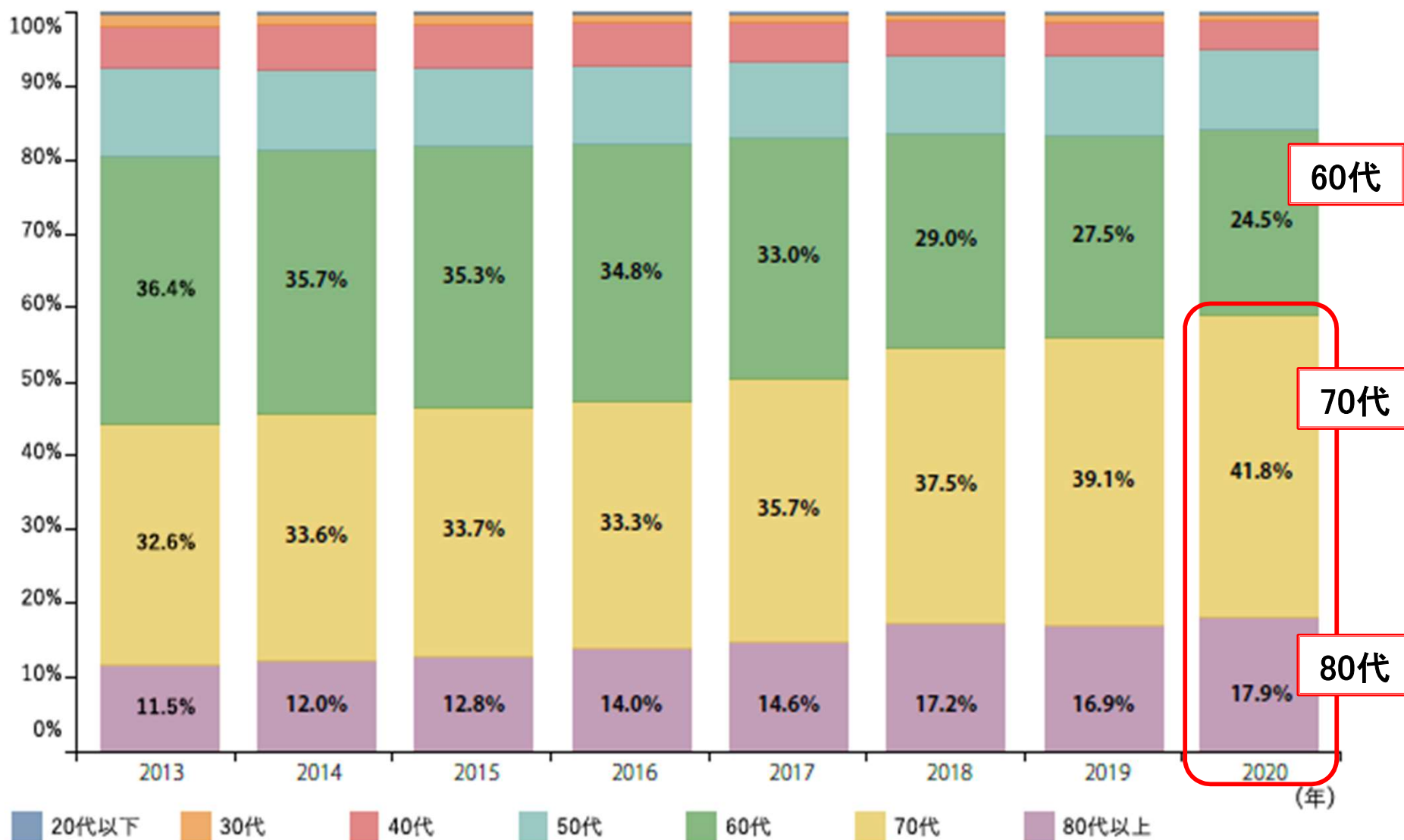
休廃業・解散件数の推移



I - 2. 休廃業・解散企業の代表者年齢の推移

- ・休廃業・解散企業の代表者年齢は、70歳以上が59.7%に達する。

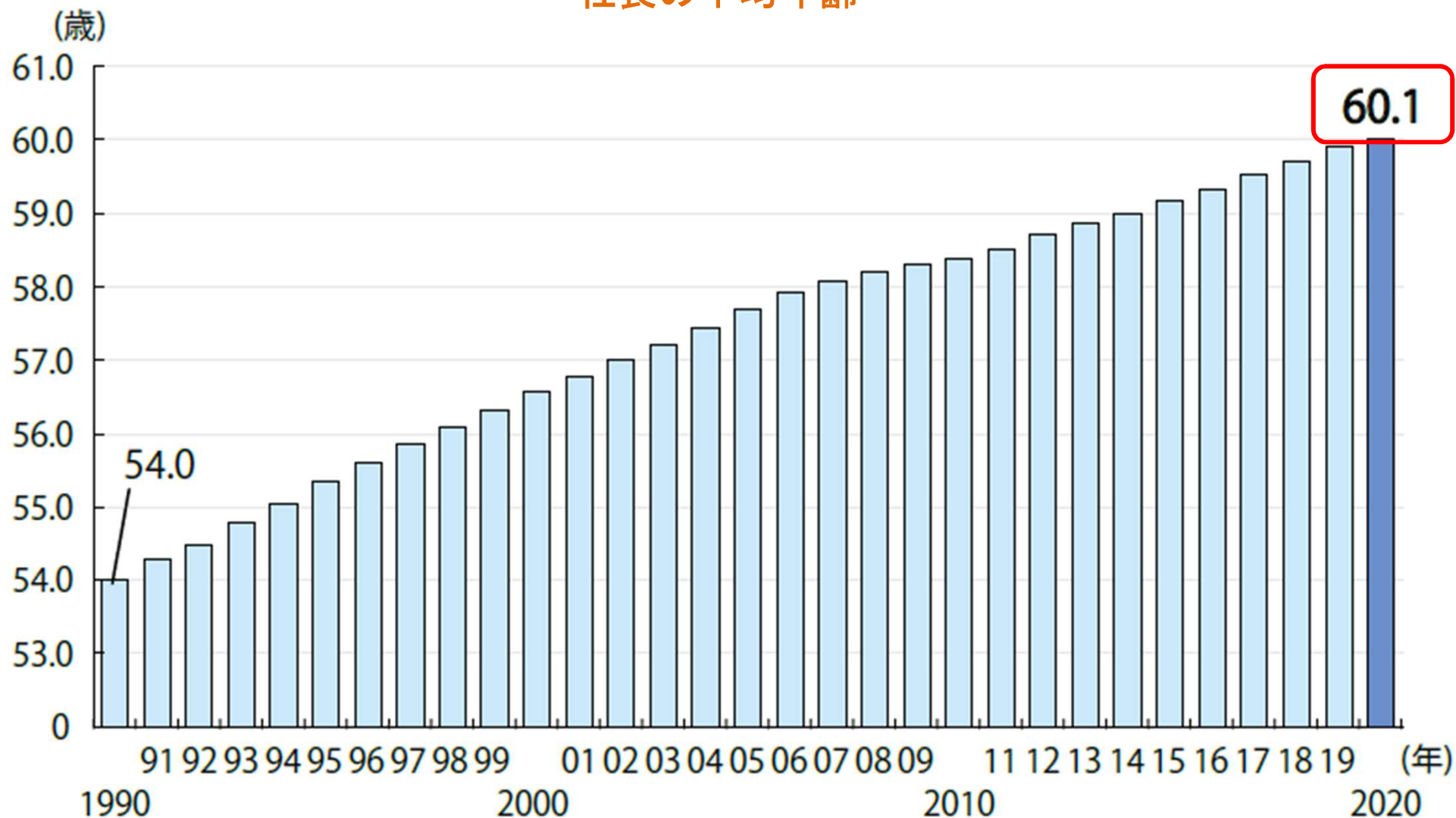
休廃業・解散件数の代表者年齢の構成比



I - 3. 社長の平均年齢の推移

- ・社長の平均年齢は60歳超となり、支援企業の半数は60歳以上と想定される。

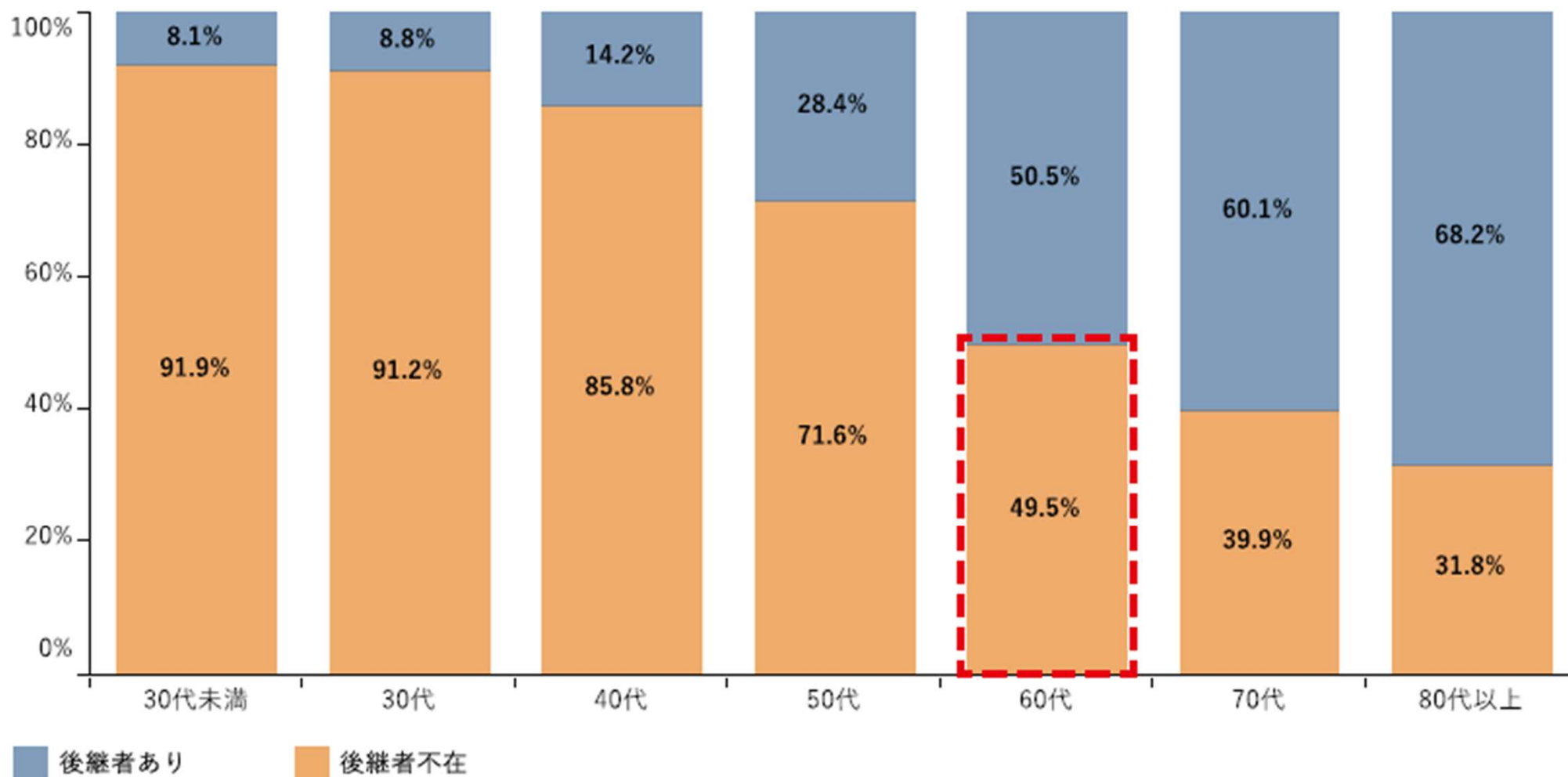
社長の平均年齢



I - 4. 経営者年齢別の後継者不在率

- ・経営者が60代以上の企業のうち、約半数は後継者が不在。

社長年齢別に見た、後継者決定状況



I - 5. 支援企業に占める将来の廃業企業数は？

・ここまでに紹介したデータから推定すると・・・。

Q1. 支援している中小企業者は何社ほどありますか？

100社 あたり

社

Q2. 上記のうち、経営者が60歳以上の中小企業者は何社ほどありますか？

約50社 (約50%)

社

Q3. 支援している中小企業者(経営者が60歳以上)のうち、将来的に廃業予定の中小企業者は何社ほどありますか？

約25社 (約25%)

社

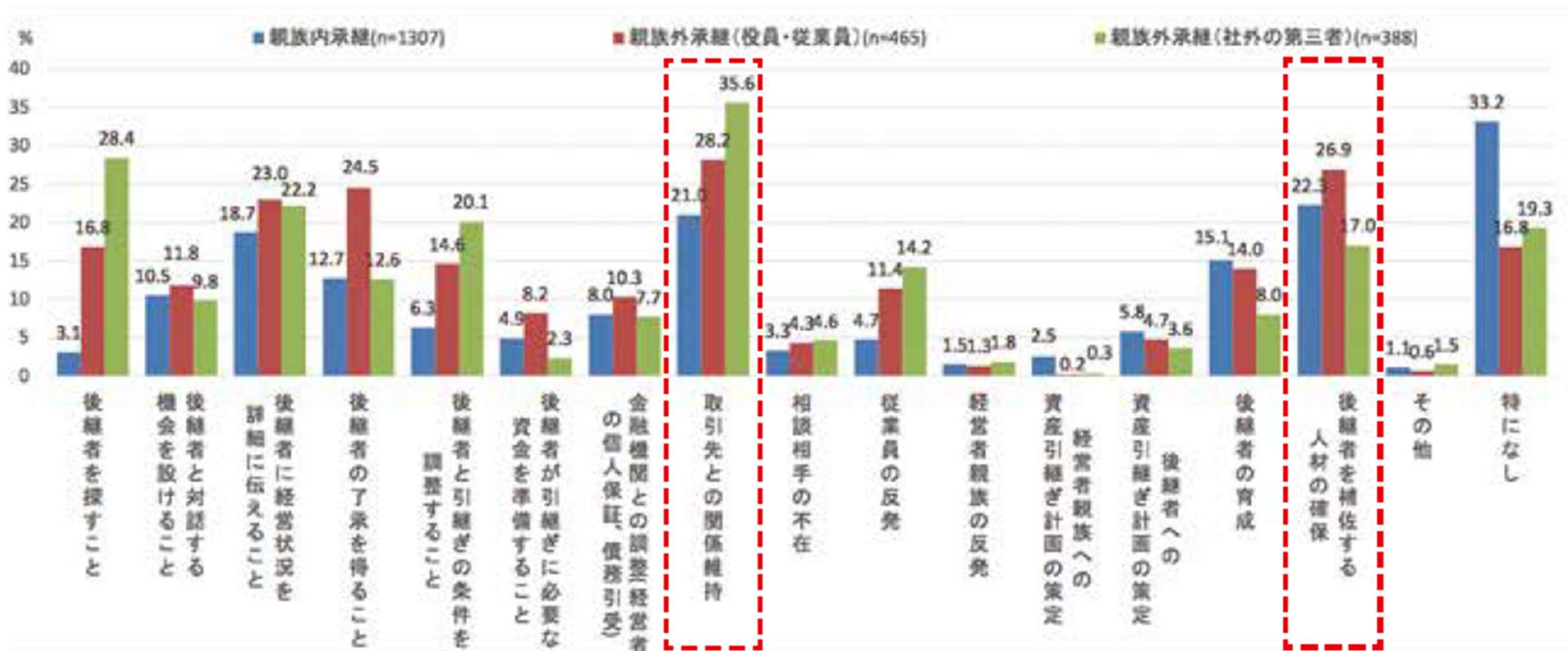


実際の支援企業数と、頭に浮かぶ経営者の年齢から、実感できるのではありませんでしょうか？

I - 6. 本当の問題は後継者を決定してから・・・

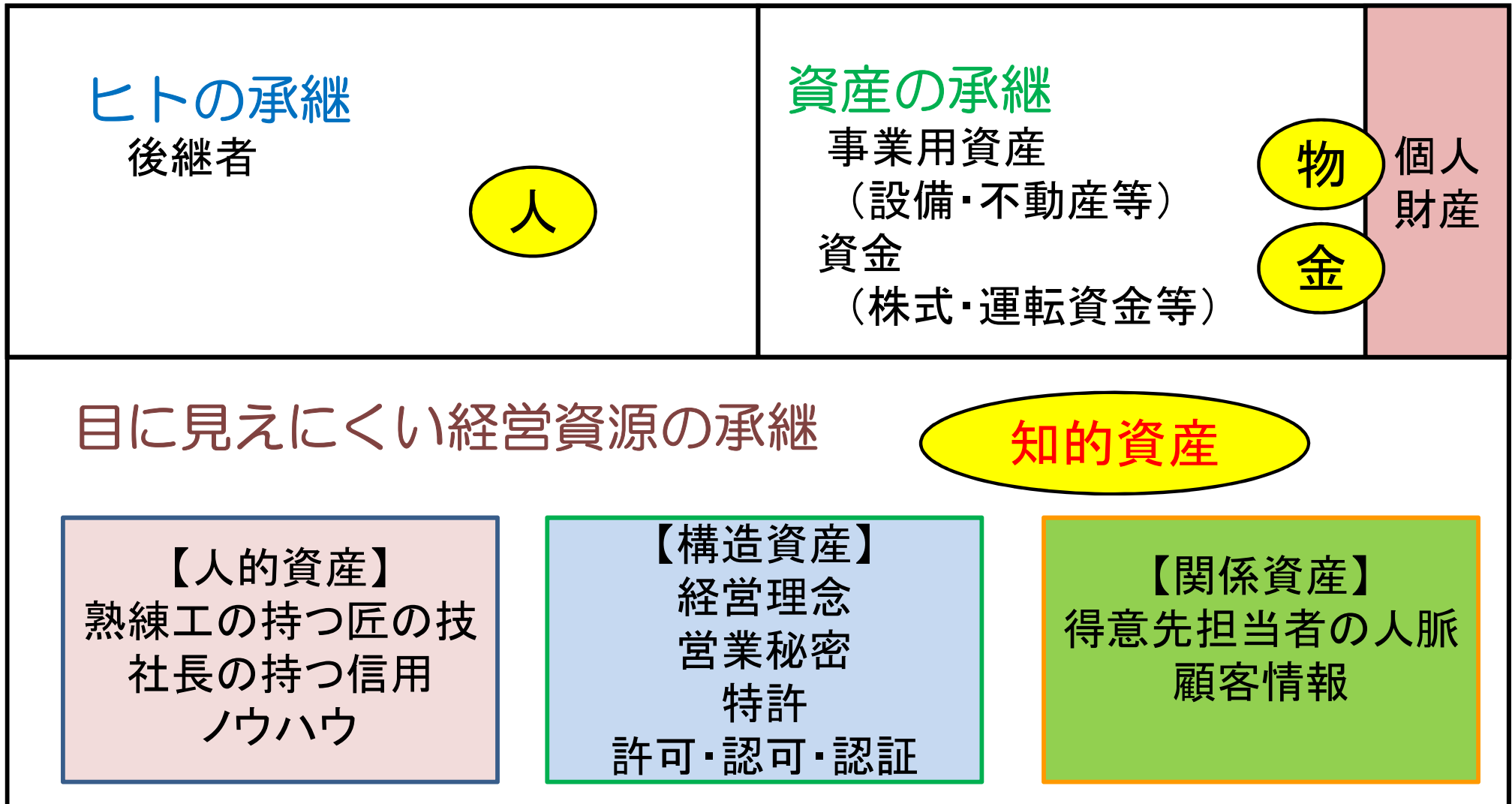
- ・後継者を決定し、事業を引き継ぐ上で苦労した点として、親族内承継では、「取引先との関係維持」や「補佐する人材の確保」が多く、承継前に**後継者に引き継ぐための取組や教育に支援を要する**。

後継者への事業引継ぎで苦労した点



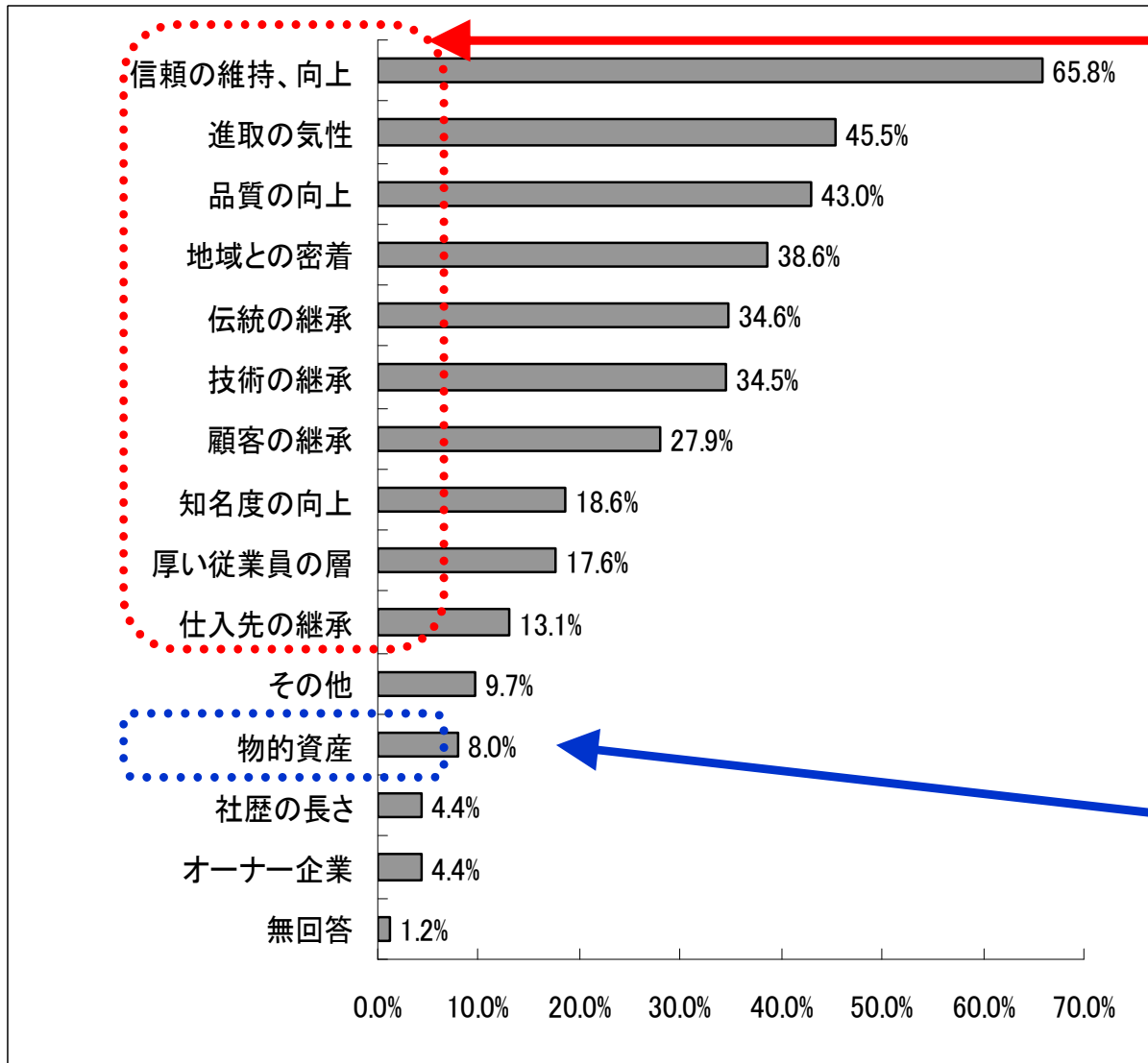
I-7. 事業承継とは？

「事業承継」とは、企業がこれまで培ってきたさまざまな財産（人・物・金・知的資産）を円滑に引き継ぐこと。



I - 8. 知的資産の重要性 ～老舗企業の生き残りのポイント～

【今後生き残っていく為には何が必要だとお考えですか？（複数回答可）】



1位 信頼の維持 (65.8%)

2位 進取の気性 (45.5%)

3位 品質の向上 (43.0%)

4位 地域密着 (38.6%)

5位 伝統の継承 (34.6%)

6位 技術の継承 (34.5%)

7位 顧客の継承 (27.9%)

オンバランス化される資産は...

12位 物的資産 (8.0%)

出典：長寿企業4000社アンケート
実施日：08/3/24～08/4/10
回答数：814社（回答率20.4%）
実施機関：帝国データバンク史料館

I - 9. 知的資産の見える化による事業承継計画策定

・「知的資産」の見える化により、具体的な事業承継計画の策定が可能となる。

作成にあたってのポイント

経営者と後継者で対話を重ねながら作成してください。対話を重ねることで、相互理解が深まります。

ポイント 1

知的資産の棚卸

目に見えにくい経営資源(知的資産:人材、技術、技能、顧客とのネットワーク等)の棚卸が大切です。

ポイント 2

会社の魅力の磨き上げ

他社に負けない強みを生かす事業展開、弱みを改善する業務改善など、これからの事業方針を含めて検討、共有することが大切です。

ポイント 3

時期の明確化

事業承継に必要な事項、時期を明確化することで、何をいつまでにどのようにすればよいかを共有することが大切です。

(事業承継計画の見える化の例)

前または現経営者氏名: 中小太郎 後継者氏名: 中小一郎

I 経営理念(企業ビジョン)	
「物と心を大切に」、「迅速な配達」をモットーとする	
「質の良いサービス」の提供を通じ、	
物流の力で世の中を良くする。	

II-1 企業概要	II-2 沿革	II-3 受取商
会社名 株式会社〇〇運輸 資本金 8 億円 従業員 36名 業種 運送業 事業内容 中距離運送 代表者 社長、妻、息子2人	・1988年4月に現社長が「株式会社〇〇運輸」を創業 ・1995年10月 国内4ヶ所に営業所を設立 ・中距離運送開始	一般貨物自動車運送業許可

II 両者の認知 (両経営者・後継者が共有しておくべきこと)	
【自社の強み】	【自社の弱み】(経営課題)
・従業員によるサービスの高さ ・高速道路の入口、港に近い立地の良さ ・長年の顧客との信頼関係	・営業力 ・運転手の人材不足 ・財務管理 ・効率の悪さ
【事業機会】	【事業脅威】
・首都圏における大規模イベント、再開祭による運送資材需要の高まり ・オンラインショッピングの需要の高まり	・燃費コストの上昇 ・人材確保が難しくなっている ・固定顧客への依存度が高い

経営者と後継者が想いを共有

IV 事業承継における課題の整理			
	課題	解決の担い手	優先度
会社	・従業員確保と人材育成 ・理念の承継	・経営者・後継者 ・従業員	・継続的実施 ・継続的実施
経営者	・株式譲渡移管計画策定 ・円滑な相続対策	・税理士と弁護士相談 ・家族も交えて相談	・継続的検討 ・継続的実施
後継者	・効率性改善のための具体策策定と推進 ・人材、信用力の蓄積の継受け入れ能力形成	・後継者・経営者	・継続的実施

V 円滑な事業承継への骨子	
① 長期存続のための自社の強みの強化	・業務改善による経営改善を通して、黒字の定着を図る ・自社の強みの売出し強化
② 財産承継計画の策定	・株式および役員買付金の今後の配分、承継先、承継時期について決め、家族で合意する
③ 後継者への承継	・経営者は会長となり、実務経営。業務改善を後継者中心に行い、財産面の承継を進める

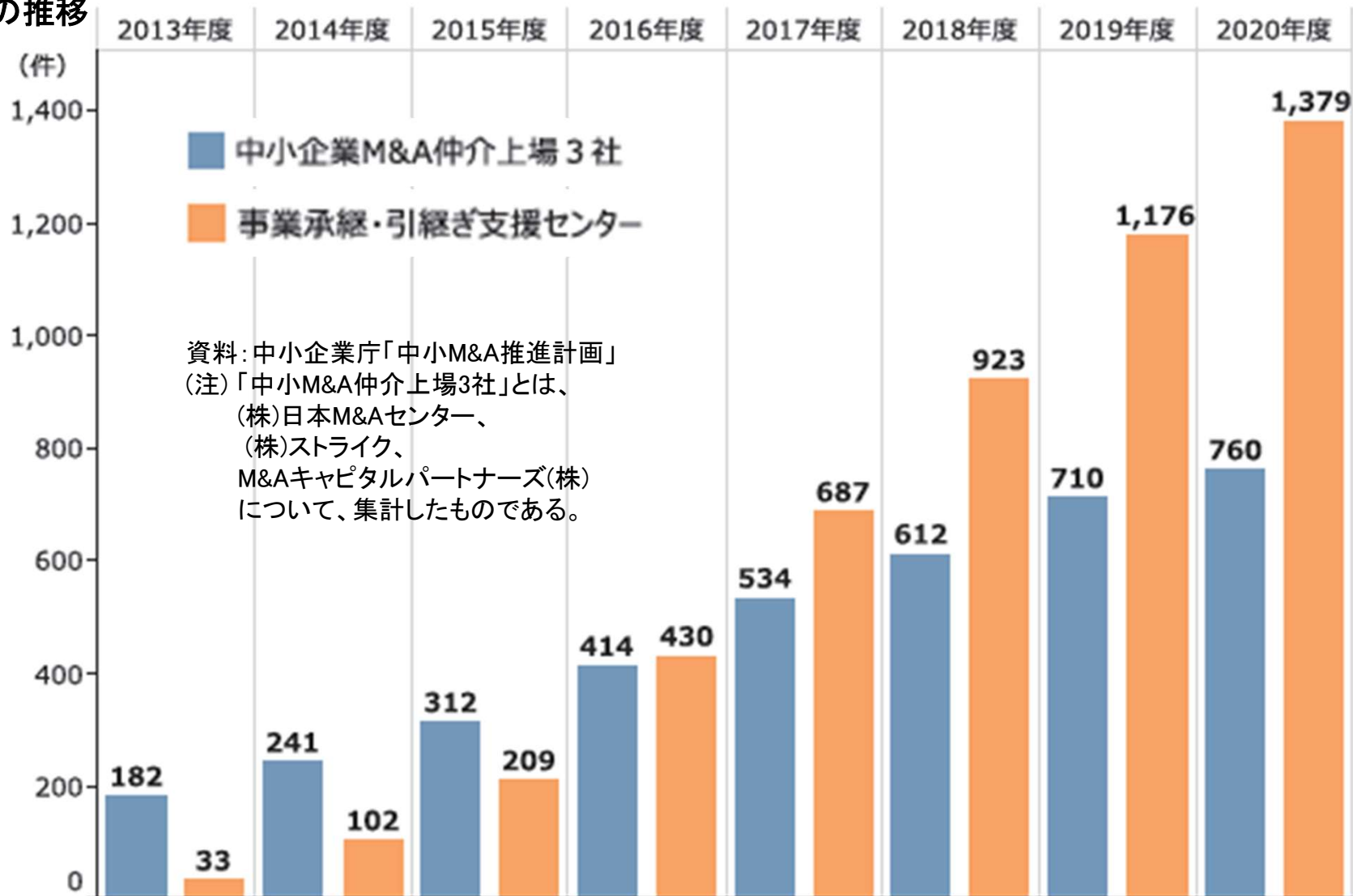
VI 示談カレンダール		H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
企業	年商	280	290	290	300	300
	経常利益	0.5	1.0	1.0	1.1	1.5
	その他					
現社員	年数	70	71	72	73	74
	役職	社長	社長	会長	会長	会長
	持株割合	100%	70%	10%	10%	10%
後継者	年数	35	36	37	38	39
	役職	専務	専務	社長	社長	社長
	持株割合	0%	30%	90%	90%	90%

単位: 億円(千円)

I - 10. M&A件数の推移

M&A件数は急速に伸びており、特に、小規模案件を扱う事業承継・引継ぎ支援センターの伸長が著しい。

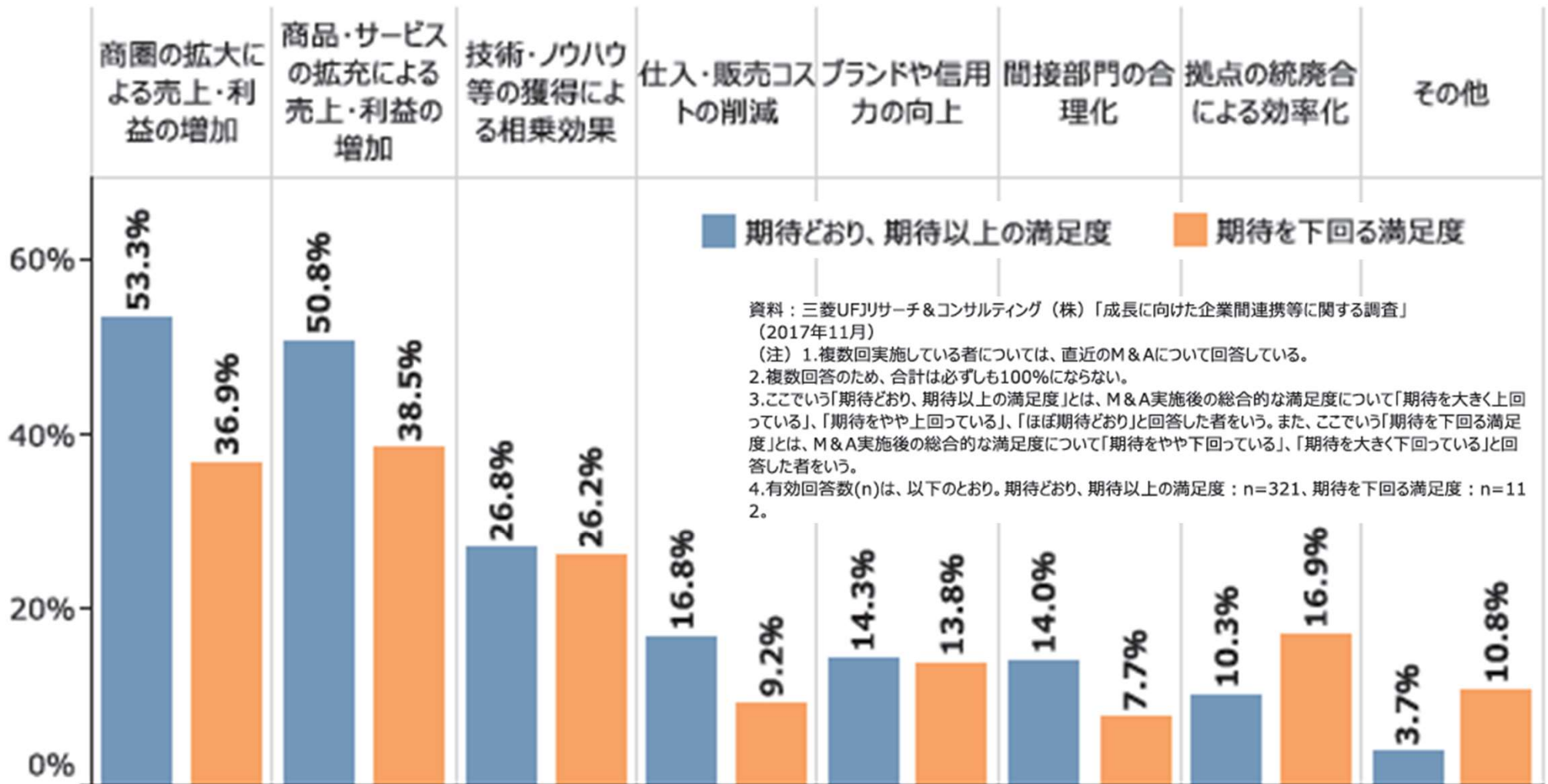
M&A件数の推移



I - 11. M&A実施の効果

M&A実施により、販売面で狙った効果を得ている企業が多いが、内部の統合効果は弱い傾向にある。

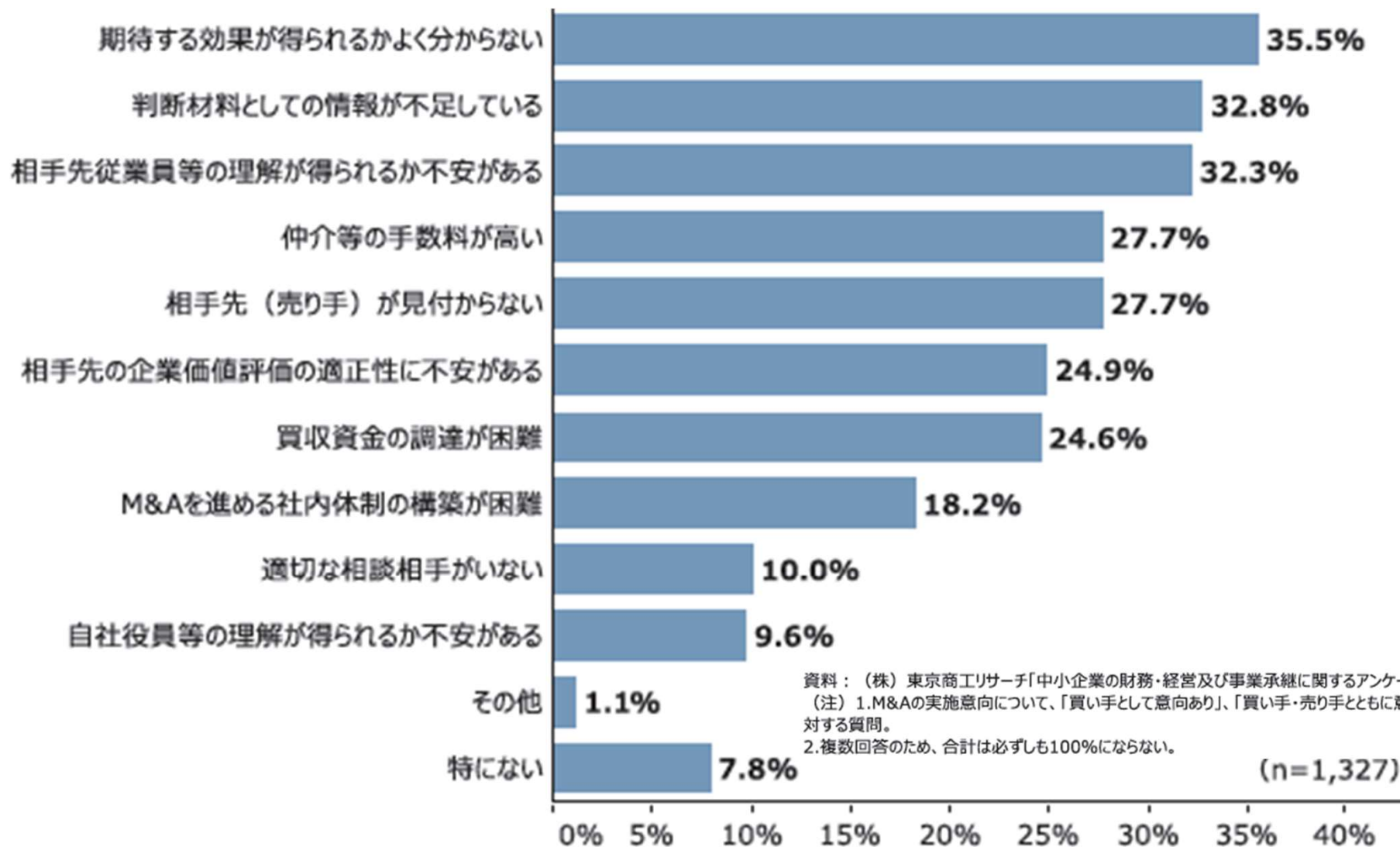
M&A実施後の満足度に見た、M&A実施後の具体的効果



I - 12. M&A実施の障壁

期待する効果が得られるかの判断、効果を得るためのノウハウ取得が難しい。

買い手としてM&Aをする際の障壁

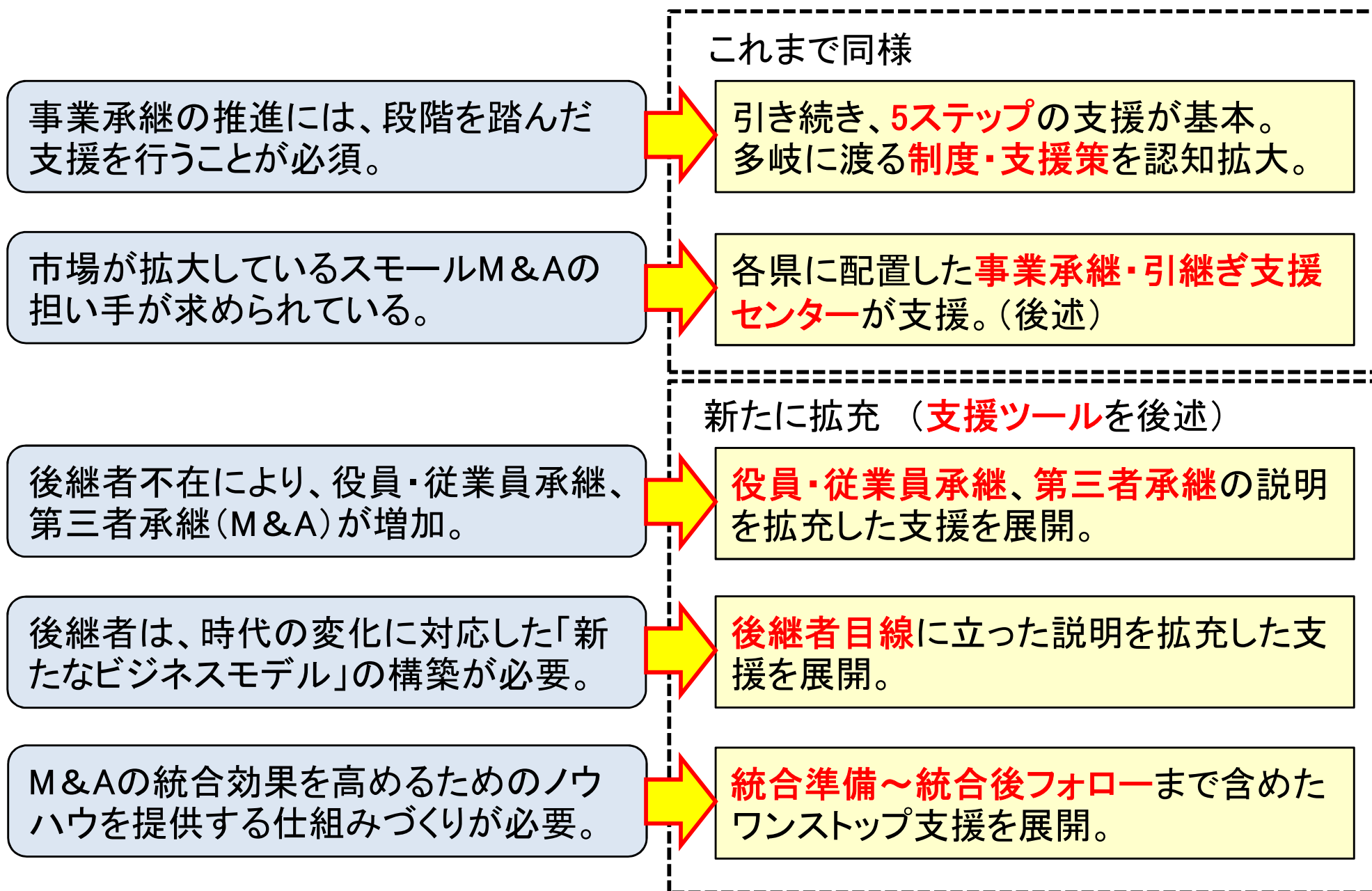


Ⅱ．事業承継ガイドラインと支援施策

Ⅱ-1. 事業承継ガイドラインの基本「事業承継の5ステップ」



Ⅱ-2. 事業承継ガイドライン改訂のポイント



Ⅱ-3-(1). ツール紹介「支援メニュー一覧」



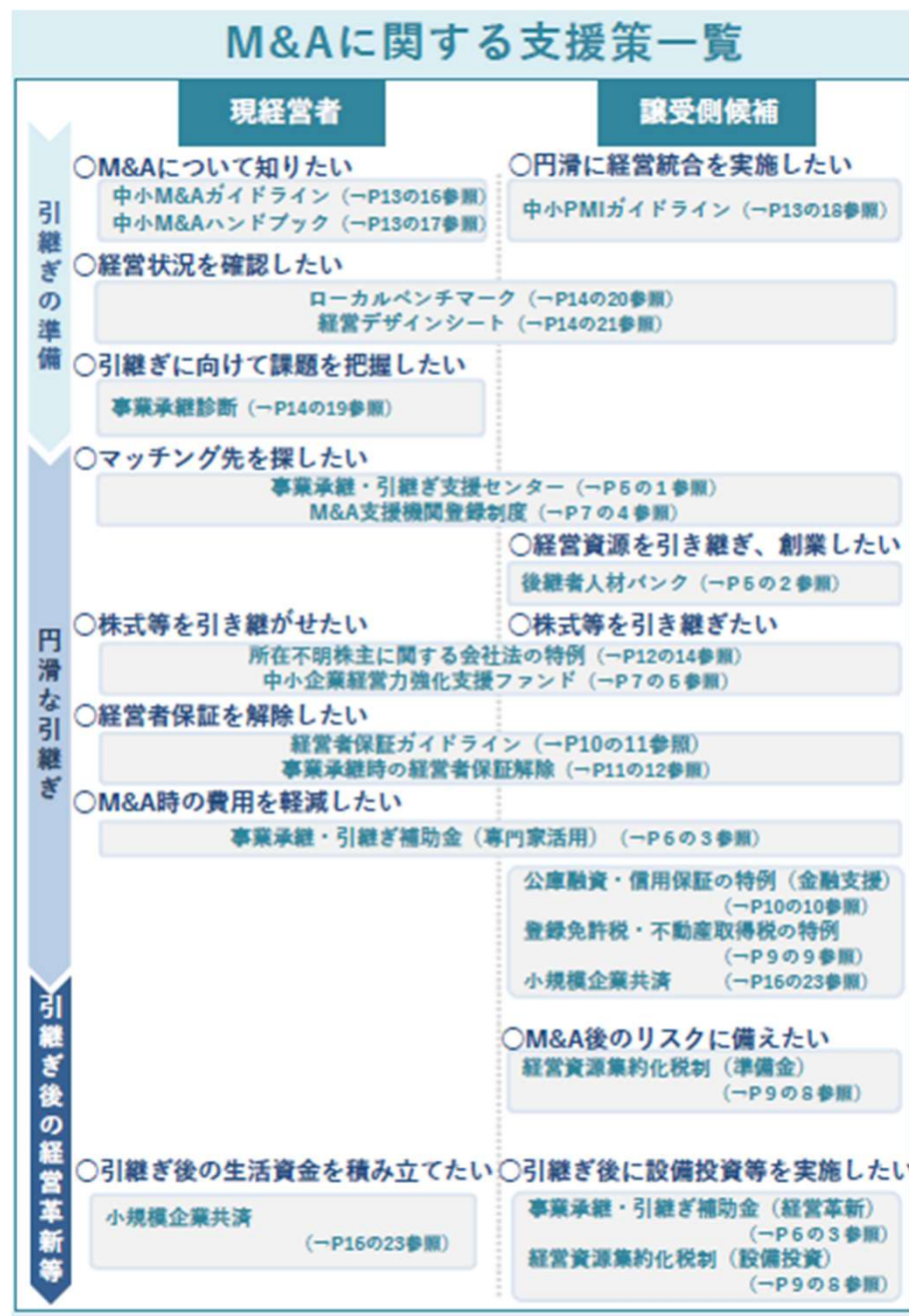
事業承継に関する主な支援策 (一覧)

事業承継をお考えの皆様へ

- ✓ 事業を引き渡そうとする
中小企業の経営者
- ✓ 事業を引き継ぐ意向の
後継者候補や譲受会社・個人
- ✓ 事業を引き継いだ
後継者や譲受会社・個人 等

令和4年3月
中小企業庁

Ⅱ-3-(2). ツール紹介「支援メニュー一覧」



Ⅱ-3-(3). ツール紹介「支援メニュー一覧」

1. 事業承継・引継ぎ支援センター

●全国47都道府県に設置する公的相談窓口として、中小企業の事業承継に関するあらゆる相談に対応します。

事業承継・引継ぎ支援センター

(1) 親族内承継支援

親族や従業員に円滑に承継できるよう、事業承継計画策定等を支援

(2) 第三者承継（M&A）支援

後継者が不在の場合など、相談から、譲受企業の紹介、成約に至るまで、第三者への事業引継ぎを支援

(3) 経営者保証に関する支援

事業承継の障害となる経営者保証解除に向けて支援（→P10の11も参照）

よくあるご相談

- ✓ そもそも何から始めたらいいのかわからない
- ✓ 会社の株式をどう後継者へ渡せばいいのかわからない
- ✓ 後継者がいないがどうしたらいいのかわからない
- ✓ M&Aの相手を探してほしい

【お問い合わせ先】

最寄りの事業承継・引継ぎ支援センターへお問い合わせ下さい
<https://shoukei.smrj.go.jp/index.html#top>



2. 後継者人材バンク

●「創業希望者」と「後継者不在の事業者」とを引き合わせ、事業を引き継ぐために必要となる様々な支援を行います。



【お問い合わせ先】

最寄りの事業承継・引継ぎ支援センターへお問い合わせ下さい
<https://shoukei.smrj.go.jp/index.html#top>



3. 事業承継・引継ぎ補助金

●事業承継・引継ぎ（M&A）後の設備投資や販路開拓等を支援するとともに、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援します。



事業引継ぎ時に係る費用を補助

- <対象経費の例>
- ・ M&A仲介業者やFAへの手数料*
 - ※M&A支援機関登録制度に登録されたFA・M&A仲介業者が提供するものが補助対象
 - ・ デューデリジェンス費用
 - ・ 表明保証保険料

承継・引継ぎ後の取組に係る費用を補助

- <対象経費の例>
- ・ （事業に従事する従業員の）人件費
 - ・ 新築・改築工事費用
 - ・ 機械装置の調達費用

廃業・再チャレンジに係る費用を補助

- <対象経費の例>
- ・ 廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費

✓ 令和3年度補正予算

支援の枠組み	補助率	補助額
①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組に係る費用の補助		
経営革新 ^{※1}	2/3以内	400万円以内
	1/2以内	400万円～600万円以内 ^{※2}
②経営資源引継ぎ時の士業専門家等の活用に係る費用の補助		
専門家活用	2/3以内	600万円以内 ^{※3}
③事業引継ぎ時や事業承継・引継ぎ後の新たな取組に伴う廃業費用等の補助		
廃業・再チャレンジ ^{※4}	2/3以内	150万円以内

✓ 令和4年度当初予算

支援の枠組み	補助率	補助額
①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組に係る費用の補助		
経営革新 ^{※1}	1/2	300万円以内
	1/2	300～600万円以内 ^{※2}
②経営資源引継ぎ時の士業専門家等の活用に係る費用の補助		
専門家活用	1/2	400万円以内 ^{※3}
③事業引継ぎ時や事業承継・引継ぎ後の新たな取組に伴う廃業費用等の補助		
廃業・再チャレンジ ^{※4}	1/2	150万円以内

※1 「親族内承継」、「M&A」、「創業」の類型が存在

※2 生産性向上に関する要件を満たした場合に補助上限が上乗せ

※3 M&Aが未成約の場合は補助上限額が半減

※4 経営革新または専門家活用と併用可

【お問い合わせ先】

中小企業庁事業環境部財務課（03-3501-5803）

Ⅱ-3-(4). ツール紹介「支援メニュー一覧」

4. M&A支援機関登録制度

●中小M&Aにおける支援機関の行動指針である「中小M&Aガイドライン」の遵守等を宣言した支援機関を登録する制度です。

- ・ 事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）において、M&A支援機関の活用に係る費用（仲介手数料やフィナンシャルアドバイザー費用等に限る。）については、登録M&A支援機関の提供する支援に係るもののみを補助対象とします。
- ・ 登録M&A支援機関からの支援を希望される方は、以下ホームページの「登録機関データベース」からご希望のM&A支援機関へ直接ご相談ください。

<https://ma-shienkikan.go.jp/search>



- ・ また、情報提供受付窓口では、登録M&A支援機関の支援を巡る問題等を抱える中小企業等からの情報提供を受け付けます。

【お問い合わせ先】

M&A支援機関登録事務局（03-6867-1351）

<https://ma-shienkikan.go.jp/>

M&A支援機関登録事務局内

情報提供受付窓口（03-6867-1478）

<https://ma-shienkikan.go.jp/inappropriate-cases>

5. 中小企業経営力強化支援ファンド

●新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した地域の核となる企業に対して、官民ファンドによる出資やハンズオン支援等により、経営力の強化とその後の成長を支援します。

- ・ ファンドからの投資を希望される方は、以下ホームページの「ファンド検索」からご希望の投資会社へ直接ご相談いただくか、下記までお問合せください。

https://www.smri.go.jp/fund_search/cgi-bin/search.cgi



【お問い合わせ先】

独立行政法人中小企業基盤整備機構
ファンド事業部（03-5470-1672）

6. 法人版事業承継税制（一般措置・特例措置）

- 後継者が、経営承継円滑化法の認定を受けて、非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税を猶予等します。
- 平成30年度税制改正において、この事業承継税制について、これまでの措置に加え、10年間の特例措置として、贈与税・相続税の全額を猶予等しています。

	特例措置	一般措置
事前の計画策定	特例承継計画の提出 2018年4月1日から 2024年3月31日まで	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 2018年1月1日から 2027年12月31日まで	なし
対象株数 <small>※譲渡株式に限る</small>	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から 最大3人の後継者	複数の株主から 1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
経営環境変化 に対応した免除	あり	なし

【お問い合わせ先】

主たる事務所が所在している都道府県庁へお問い合わせ下さい

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_zouyo_souzoku/shoukei_zeisei_madoguchi.pdf



7. 個人版事業承継税制

- 後継者が、経営承継円滑化法の認定を受け、特定事業用資産[※]を贈与又は相続等により取得した場合において、平成31年度税制改正において、10年間の特例措置として、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額を猶予等しています。

※ 事業用の土地、建物、機械・器具備品等

【お問い合わせ先】

主たる事務所が所在している都道府県庁へお問い合わせ下さい

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2019/190401shoukeizeiseimadoguchi.pdf>



Ⅱ-3-(5). ツール紹介「支援メニュー一覧」

8. 経営資源集約化税制

- 経営力向上計画に基づきM&Aを実施する場合に、以下の措置を活用できます。

(1) 設備投資減税（中小企業経営強化税制）

経営力向上計画に基づき一定の設備を取得等した場合、投資額の10%（資本金3000万円超の場合は7%）を税額控除又は全額即時償却。

(2) 準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金）

事業承継等事前調査を記載した経営力向上計画に沿ってM&Aを実施した際に、投資額の70%以下の金額を準備金として積み立て可能（積み立てた金額は損金算入）。



https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/s_higenshuyaku_zeisei.html

【お問い合わせ先】

中小企業税制サポートセンター（03-6281-9821）

9. 登録免許税・不動産取得税の特例

- 経営力向上計画に基づき事業譲渡等を実施する場合、土地・建物に係る登録免許税・不動産取得税の軽減措置を活用できます。

< 登録免許税 >

登記の種類	通常税	計画認定時
その他の原因による移転の登記	2.0%	1.6%
合併による移転の登記	0.4%	0.2%
分割による移転の登記	2.0%	0.4%

< 不動産取得税 >

取得する不動産の種類	税額	計画認定時
土地・住宅	不動産価格×3.0%	不動産価格の1/6相当額を課税標準から控除
住宅以外の家屋	不動産価格×4.0%	

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_zeiseikinyu.pdf#page=14

【お問い合わせ先】

中小企業税制サポートセンター（03-6281-9821）

10. 日本政策金融公庫等の融資、信用保証等

- 経営承継円滑化法の認定を受けた場合には、株式の買い取りや相続税の支払いなど承継時に必要となる各種の資金に対して融資や信用保証を受けることができます。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm



【お問い合わせ先】

主たる事務所の所在地の都道府県

（事業を営んでいない個人の場合は、住所地の都道府県）

11. 事業承継時の経営者保証解除支援

- 新規借入や既存の経営者保証付借入の借換の際に、経営者保証を不要にすることが可能な保証制度です。
- さらに、経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合には、保証料率が大幅に軽減されます。

名称	事業承継特別保証制度
申込人資格要件	次の(1)かつ(2)に該当する中小企業者 (1) 3年以内に事業承継を予定する「事業承継計画」(※1)を有する法人又は一定の期間内に事業承継を実施した法人であって、承継日から3年を経過していないもの (2) 次の①から④の全ての要件を満たすこと ① 資産超過であること ② 返済遅延中ではないこと ③ EBITDA有利子負債倍率(※2)が10倍以内 ④ 法人と経営者の分離がなされていること ※1 信用保証協会規定の書式による計画書が必要 ※2 (借入金・社債+預金) ÷ (営業利益+減価償却費)
申込方法	与借取引のある金融機関経由に限る
保証限度額等	2.8億円(うち無担保800万円) ※責任共有制度(8割保証)の対象
保証期間	【一括返済の場合】1年以内、【分割返済の場合】10年以内(割置期間1年以内)
対象資金	事業承継時までに必要な事業資金 既存のプロパー借入金(保証人あり)の本制度による借り換えも可能(ただし、一定の期間内に事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の借入に係る借換資金に限る)
保証料率	0.45%~1.90% 【経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合、0.20%~1.15%に大幅軽減】

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_zeiseikinyu.pdf#page=14



【お問い合わせ先】

中小企業庁事業環境部金融課（03-3501-2876）

Ⅱ-3-(6). ツール紹介「支援メニュー一覧」

12. 遺留分に関する民法の特例

- 先代経営者が自社株式・事業用資産を後継者に集中的に贈与等した場合、その他の推定相続人の「遺留分」が侵害されるおそれがあります。
- 経営承継円滑化法の定める本特例を活用すると、それらの価額について、
 - ① 遺留分を算定するための財産の価額から除外(除外合意) 又は
 - ② 遺留分を算定するための財産の価額に算入する価額を合意時の時価に固定(固定合意) をすることができます。

- ただし、経済産業大臣の確認と家庭裁判所の許可が必要です。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm



【お問い合わせ先】

中小企業庁事業環境部財務課 (03-3501-5803)

13. 所在不明株主に関する会社法の特例

- 一般的に、株主名簿に記載はあるものの会社が連絡が取れなくなり、所在が不明になってしまっている株主を「所在不明株主」といいます。
- 会社法上、所在不明株主からの株式買取り等には通知等が「5年」以上継続して到達しないこと等が必要ですが、経営承継円滑化法は、都道府県知事の認定を受けることを前提に、「5年」を「1年」に短縮します。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm



【お問い合わせ先】

主たる事務所の所在地の都道府県

15. 事業承継ガイドライン

- 中小企業経営者や支援機関に対して、早期・計画的な取組を促すため事業承継診断や、円滑な事業承継の実現のため必要な5つのステップ等を示しています。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/download/shoukei_guideline.pdf



【お問い合わせ先】

中小企業庁事業環境部財務課 (03-3501-5803)

16. 中小M&Aガイドライン

- M&Aの基本的な事項や手数料の目安を示すとともに、支援機関に対して適切なM&Aのための行動指針を示しています。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200331001/20200331001-2.pdf>



【お問い合わせ先】

中小企業庁事業環境部財務課 (03-3501-5803)

17. 中小M&Aハンドブック

- 中小企業経営者に対して、中小企業を対象とするM&Aについてイラストを用いてポイントを解説しています。

<https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200904001/20200904001-2.pdf>



【お問い合わせ先】

中小企業庁事業環境部財務課 (03-3501-5803)

18. 中小PMIガイドライン

- M&A実施後の経営統合 (PMI: Post Merger Integration) について、譲受側が取り組むべきと考えられる取組等を示しています。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/download/pmi_guideline.pdf



【お問い合わせ先】

中小企業庁事業環境部財務課 (03-3501-5803)

Ⅱ-3-(7). ツール紹介「支援メニュー一覧」

18. 事業承継診断

- 中小企業経営者が事業承継に向けて実施すべき取組を簡単にチェックできます。

【お問い合わせ先】

最寄りの事業承継・引継ぎ支援センターへお問い合わせ下さい
<https://shoukei.smrj.go.jp/index.html#top>



19. ローカルベンチマーク (略称：ロカベン)

- 企業の経営者と支援機関がコミュニケーション（対話）を行いながら、企業経営の現状や課題を相互に理解し、経営者の「気づき」により、個別企業の経営改善を目指す場面等で活用できます。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sansyokinyu/locaben



【お問い合わせ先】

経済産業省経済産業政策局産業資金課 (03-3501-1676)

20. 経営デザインシート

- 中小企業の事業承継・引継ぎにおいては、後継者・譲受側が、現経営者・譲渡側の協力を得て、事業承継・引継ぎ後の自社の将来を構想する場面等で活用できます。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keiei_design/index.html



【お問い合わせ先】

内閣府知的財産戦略推進事務局 (03-3581-1854)

22. 中小企業大学校

- 全国9か所の中小企業大学校や地域本部、Webを通して経営者や後継者等を対象に多彩な研修メニューを提供しています。

- ✓ 自社のさまざまな課題の解決、経営革新をもたらす力を身につける実践的なカリキュラム
- ✓ 年間約2万人、これまでに延べ69万人の受講者による情報交換などヒューマン・ネットワークの活用
- ✓ 参加しやすい安価な受講料、かつ助成金制度も活用でき、さらに快適な研修環境において受講可能

主な研修メニュー

研修名	期間	定員	受講料	内容	実施校
経営後継者研修	10ヵ月	20名	1,283,000円	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営者として変化を掴み取る能力、柔軟に対応する能力、的確な判断を下す知恵を身につけます。 ✓ 自社と自身の理想とする未来像の実現に向けて自律的に行動できる後継経営者を目標します。 	東京校
後継者・次世代経営幹部としてのスキルアップ研修	4日間	20名	36,000円	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 昨今の激しい環境変化に対応するために、自社の経営のあり方や自身に求められる役割・心構えを学ぶとともに、自社の今後の成長シナリオ・行動目標を検討します。 	人吉校
後継者のための企業経営スクール	4日間	5名	28,000円	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 後継者に必要な心構えや経営の着眼点、実践ポイント学習、事例研究、行動計画策定等を通じた実践力を学びます。 	Web校
次世代トップリーダー養成講座	2～3日間	20～30名	22,000～32,000円	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 環境変化に 대응するための経営のあり方や求められる役割・心構えを学び、今後の自身の成長へのシナリオや行動目標を検討します。 	旭川校 仙台校 東京校 等

- ✓ ご不明な点等につきましては、以下の(独)中小企業基盤整備機構の問合せ窓口宛に、ご連絡ください。
- ✓ 令和4年度の研修内容(全体)につきましては、以下の同機構のHP検索サイトをご覧ください。

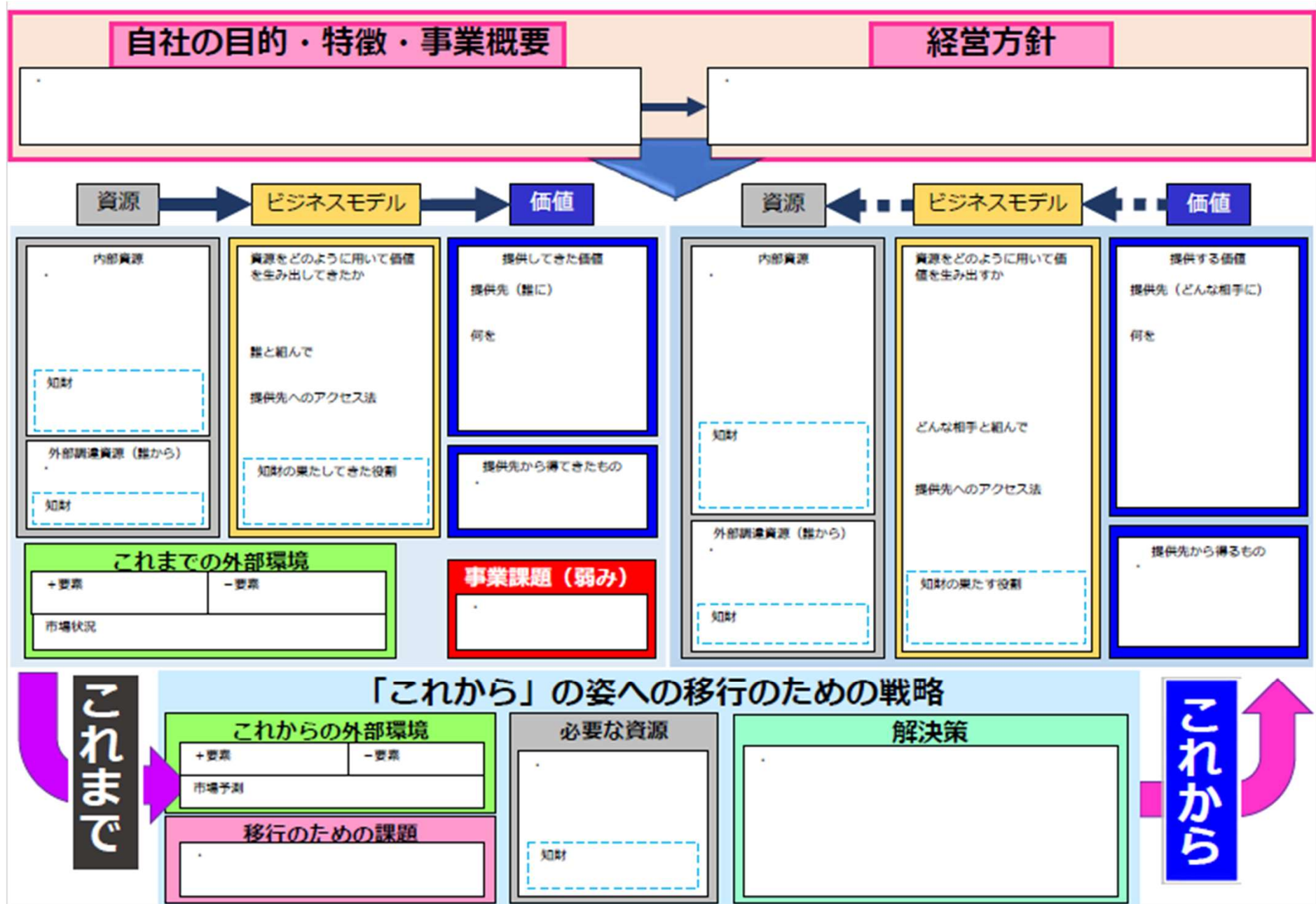


【お問い合わせ先】

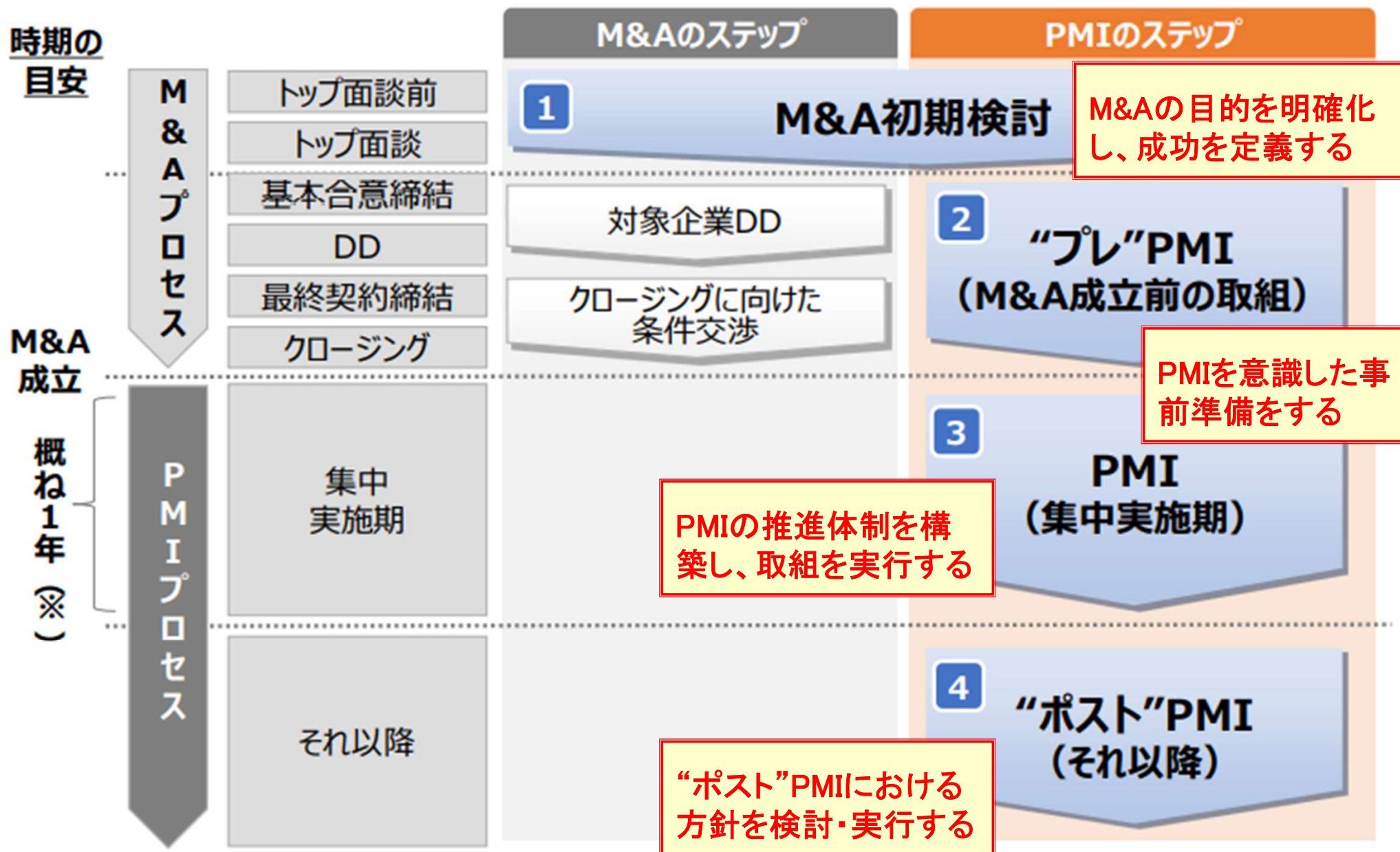
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 (03-5470-1560)
 ■HPトップ <https://www.smrj.go.jp/institute/>
 ■研修検索サイト https://inst.smrj.go.jp/search/init/kiyo2_ga



(参考) 経営デザインシート



Ⅱ-4-(1). PMIガイドラインの骨子



Ⅱ-4-(2). PMIガイドライン(概要版)

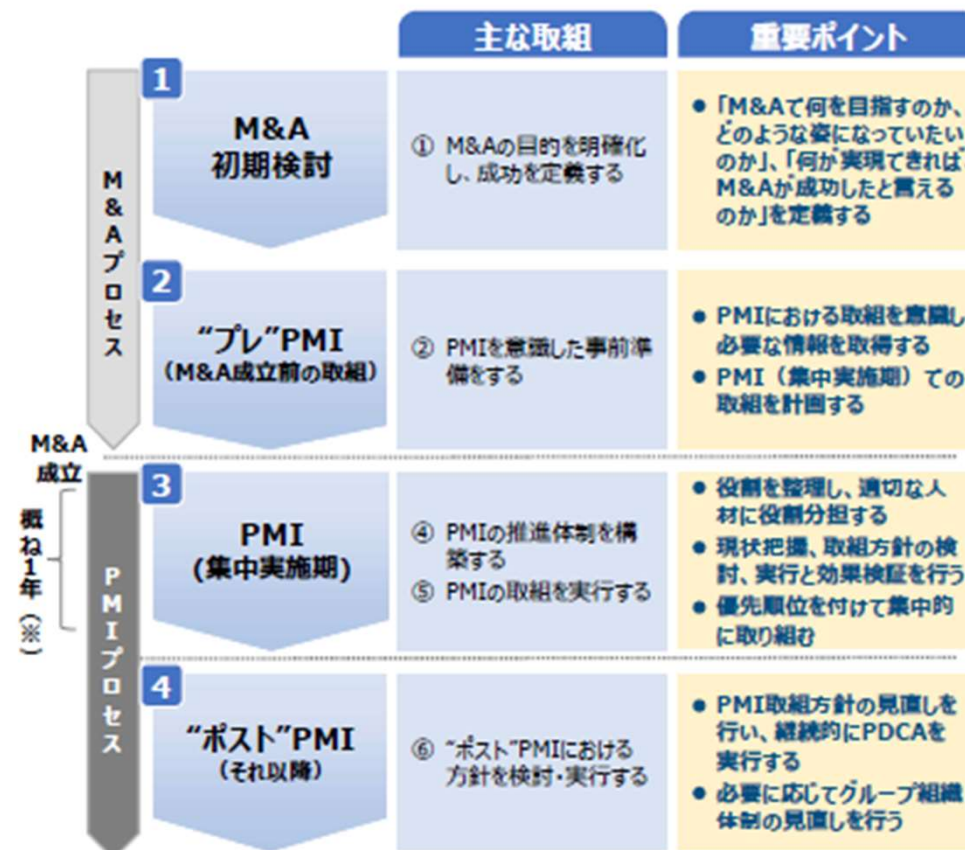


中小PMIガイドライン-概要版

3

中小PMIの全体像

- PMIは、譲受側・譲渡側を適切に統合するため、M&Aプロセスから検討を開始し、M&A成立後概ね1年の集中実施期を経て、それ以降も継続的に実施される取組です。



※ 特に、PMI推進体制の確立、関係者との信頼関係の構築、M&A成立後の現状把握等は、100日までを目処に集中的に実施。

II - 4 - (3). PMIガイドライン(基礎編)

中小PMIガイドライン概要版

5 中小PMIの取組【基礎編】

● 基礎編では、主にM&A成立後100日～1年程度までの取組を整理しています。

小規模案件向け（※必要に応じて【発展編】も参照）

<主な想定事業者>

- ・譲受側：（売上高）～3億円
- ・譲渡側：（売上高）～1億円、（従業員）～5名

事業の円滑な引継ぎを実現

	ゴール	M&A 初期検討	“プレ”PMI	PMI	取組の主なポイント	
経営統合	<ul style="list-style-type: none"> M&Aを通じて自らが達成したいことを、経営の方向性として言語化 経営の方向性を社内外の関係者に説明 	<p>トップ面談まで</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな経営の方向性の検討、言語化 	<p>M&A成立まで</p> <ul style="list-style-type: none"> 譲渡側経営者等へのヒアリング等を通じたこれまでの経営の方向性の把握 	<p>M&A成立後</p> <ul style="list-style-type: none"> 譲渡側関係者への経営の方向性の説明 	<ul style="list-style-type: none"> これまでの経営の方向性との差異が関係者に与える影響をできるだけ緩和するよう対策を講じ、新たな経営の方向性を説明 更に必要に応じて、新たな経営の方向性の修正も実施 	経営統合
信頼関係構築	<p>対 譲渡側経営者</p> <ul style="list-style-type: none"> 協力関係を構築 役割・在籍期間を明確化 	<p>トップ面談まで</p> <ul style="list-style-type: none"> コミュニケーションを通じた相互理解の深化 	<p>M&A成立まで</p> <ul style="list-style-type: none"> M&A成立後における処遇の明確化 	<p>M&A成立後</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続的なコミュニケーションを通じた信頼関係の深化等 	<p>対 譲渡側経営者</p> <ul style="list-style-type: none"> 尊敬の念を忘れない。同時に、譲受側の考えを率直に伝える 役割・在籍期間等についてM&A前に合意 	信頼関係構築
	<p>対 譲渡側従業員</p> <ul style="list-style-type: none"> 不安や不信感を払拭 納得感や共感を獲得 		<p>M&Aの基本合意後</p> <ul style="list-style-type: none"> キーパーソンへの情報開示、協力要請 	<p>M&A成立後</p> <ul style="list-style-type: none"> 説明会の開催 個別面談の実施 即効性のある就業環境の改善 日頃からの継続的なコミュニケーション 	<p>対 譲渡側従業員</p> <ul style="list-style-type: none"> M&Aに関する情報を、「遅滞なく」、「全員に」、「同時に/等しく/正確」に伝える 特にキーパーソンとは密にコミュニケーション 一人一人に寄り添い、丁寧に対応 従来の業務ややり方を否定しない 	
	<p>対 譲渡側取引先</p> <ul style="list-style-type: none"> 信頼を得て取引を継続 取引条件を正確に把握 		<p>M&A成立まで</p> <ul style="list-style-type: none"> 譲渡側の重要な取引先の把握 	<p>M&A成立後</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要な取引先への対応（M&Aに関する説明、継続的なコミュニケーション等） 主要な取引先以外への対応（M&Aに関する説明、継続的なコミュニケーション） 	<p>対 譲渡側取引先</p> <ul style="list-style-type: none"> 譲渡側経営者から取引を正確に引き継ぐ 挨拶は重要度等に応じて速やかに行う 主要取引先と関係性を持つ譲渡側の人物（例、譲渡側経営者）からの協力を得る 	
業務統合	<ul style="list-style-type: none"> 引き継いだ事業を安定的に運営するとともに、改善すべき点を改善 		<p>DD実施時等</p> <ul style="list-style-type: none"> DD等を通じた事業の現状把握等 	<p>M&A成立後</p> <ul style="list-style-type: none"> 譲渡側経営者へのヒアリング等を通じた事業の詳細把握、改善 	<ul style="list-style-type: none"> 現状を把握する際、以下のおそれぞれに留意 <ul style="list-style-type: none"> ✓ DDでは検知できないことがある ✓ 属人化している業務がある ✓ 規程等の不備、実態との乖離がある 改善点について、優先順位を付けて対応 	業務統合

II - 4 - (4). PMIガイドライン(発展編)

中小PMIガイドライン概要版

6 中小PMIの取組【発展編】

● 発展編では、基礎編の内容を理解した方に対して、「経営統合」と「業務統合」について、より高度で、中長期的な取組を整理しています。

中規模・大規模案件向け（※【基礎編】を理解した上で）

<主な想定事業者>

- ・譲受側：（売上高）10億～30億円
- ・譲渡側：（売上高）3億～10億円、（従業員）15～100名

事業の円滑な引継ぎ + M&Aの目的やシナジー効果等を実現

	ゴール	M&A 初期検討	“プレ”PMI
経営統合	<ul style="list-style-type: none"> ① 経営の方向性を確立、関係者の理解と共感を獲得 ② 新たな経営体制を確立 ③ 経営の仕組みを整備 	M&A成立まで	
		■ 経営に関する現状把握①（譲渡側へのヒアリング等）	
業務統合	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業面においてシナジー効果等を実現 ② 管理面において実態を把握し、必要に応じて改善を図る 	M&A成立まで	
		■ 事業活動に関する現状把握①（譲渡側へのヒアリングやDD等）	

	PMI	“ポスト”PMI	
	M&A成立後		経営統合
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経営に関する現状把握②（譲渡側へのヒアリング等） ■ 経営理念、経営ビジョン、事業計画等の作成 ■ 経営体制の確立（新経営者の選定、経営チームの組成） ■ グループ経営の仕組みの整備（意思決定プロセスの確立、会議体の見直し等） 		
	M&A成立後		業務統合
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業活動に関する現状把握②（経営管理資料の確認、ヒアリング、現場視察等） ■ 総合方針の策定 ■ 行動計画の策定、実行・検証 		
		■ 行動計画の策定、実行・検証	

業務統合のうち「事業面」においてシナジー効果等を得るための取組例

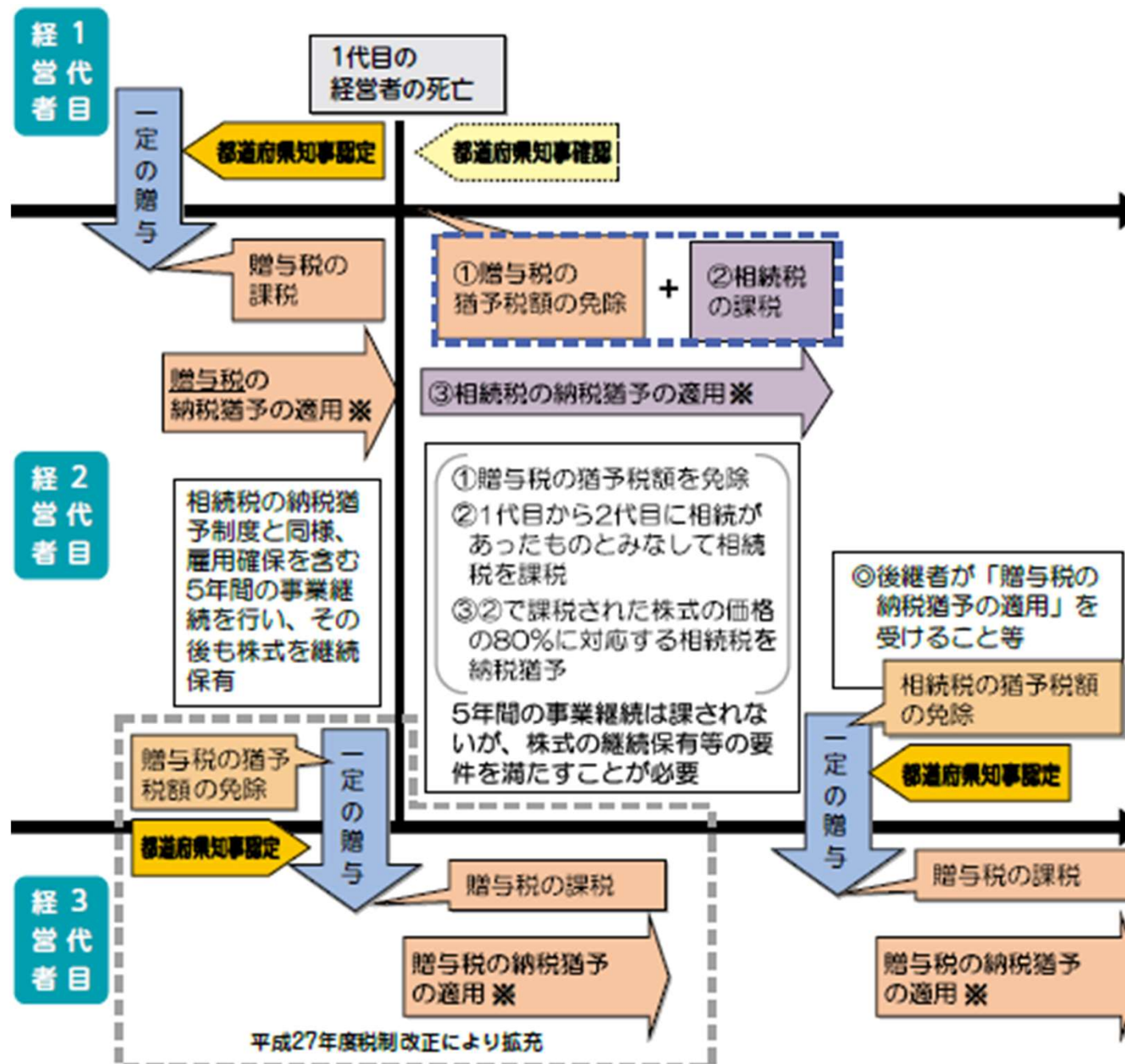
売上シナジー	① 経営資源の相互活用	1	クロスセル
		2	販売チャネルの拡大
② 経営資源の組合せ	3	製品・サービスの高付加価値化	
	4	新製品・サービスの開発	
コストシナジー	③ 改善	5	生産現場の改善
		6	サプライヤーの見直し
		7	在庫管理方法の見直し
売上原価	④ 共通化・統廃合	8	共同調達
		9	生産体制の見直し
		10	広告宣伝・販促活動の見直し
販管費	⑤ 改善	11	間接業務の見直し
		12	共同配送
		13	管理機能の集約
	⑥ 共通化・統廃合	14	販売拠点の統廃合

凡例： 相対的に取り組みやすい項目
 相対的に難易度が高い項目

業務統合のうち「管理面」においてリスク・課題等を解決するための取組例

管理機能	概要
① 人事・労務分野	<ul style="list-style-type: none"> 1. 人事・労務関係の法令遵守等 2. 人事・労務関係の内部規程類等の整備状況やその内容の適正性 3. 従業員との個別の労働契約関係等の適正性 4. 人材配置の最適化
② 会計・財務分野	<ul style="list-style-type: none"> 1. 会計・財務関係の処理の適正性 2. 譲受側・譲渡側間の会計・財務手続の連携 3. 業績等の管理 4. 金融費用の削減
③ 法務分野	<ul style="list-style-type: none"> 1. 法令遵守等 2. 会社組織等に関する内部規程類等の整備状況やその内容の適正性 3. 契約関係を含む外部関係者との関係の適正性
④ ITシステム分野	<ul style="list-style-type: none"> 1. ライセンス等違反の抑止 2. 情報セキュリティ対策 3. ITシステム管理方針の明確化

Ⅱ-5. 事業承継税制の全体像



出所: 令和3年度版「中小企業経営者のための事業承継対策」(独)中小企業基盤整備機構

Ⅱ-6. 事業承継税制(特例措置) 令和6年3月までに特例承継計画を提出

事業承継の際の贈与税・相続税の負担を軽減する

「事業承継税制」が、今後10年間に限って大きく拡充されます!

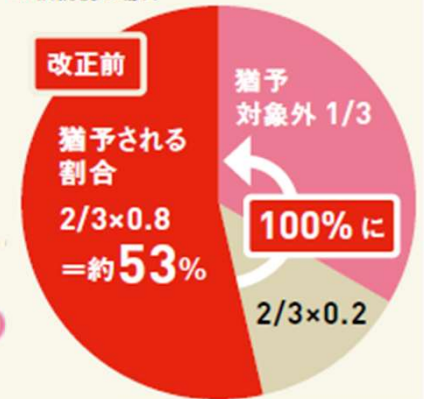
※平成30年1月1日から令和9年12月31日までの間の贈与・相続について適用されます。



ここが変わる

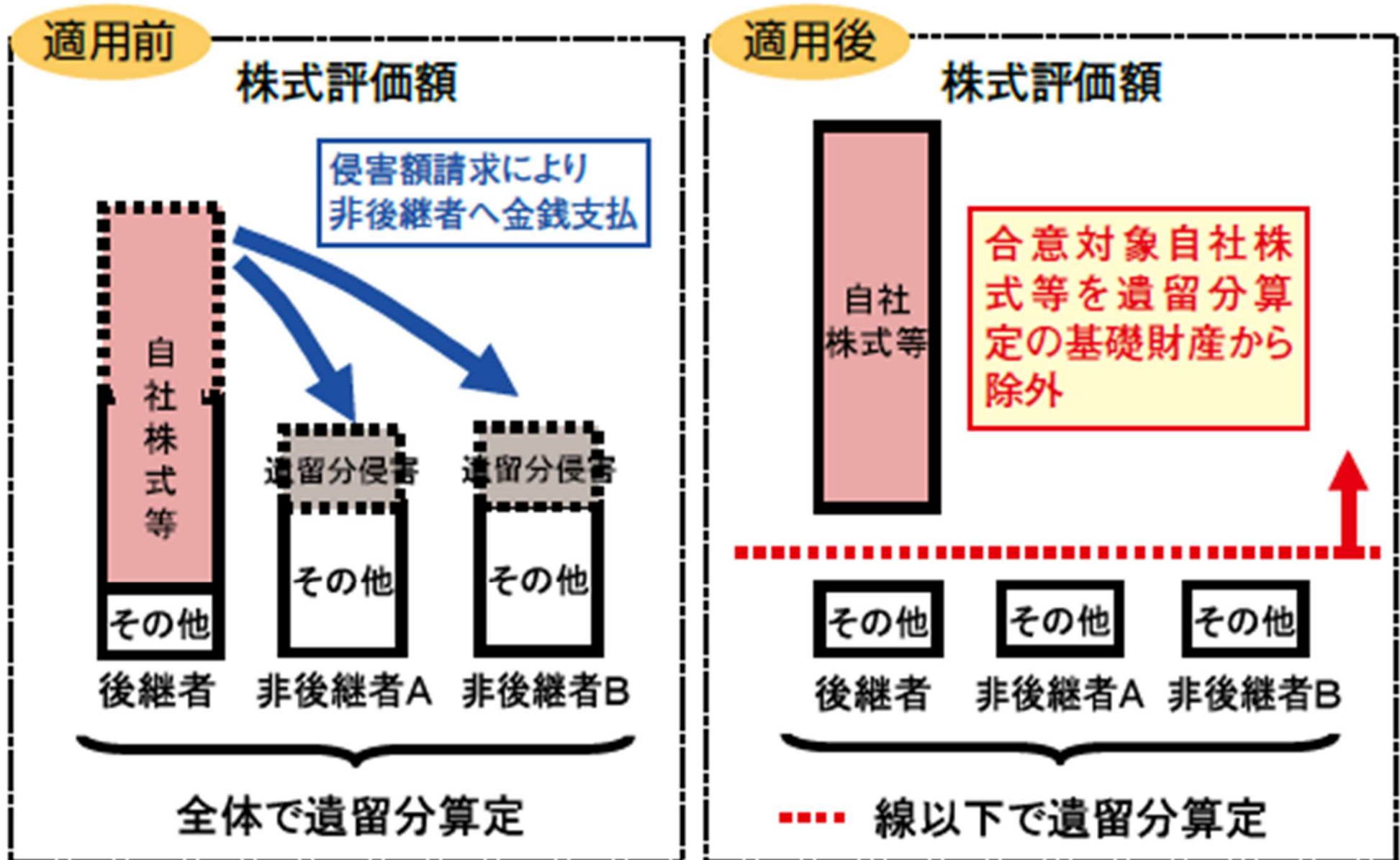
- 1 対象株式数の上限を撤廃(2/3→3/3)し、猶予割合を100%に拡大することで、承継時の贈与税・相続税の現金負担をゼロにします。
- 2 親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援します。
- 3 制度利用を躊躇する要因となっている雇用要件(事業承継後5年間平均で、雇用の8割を維持)を抜本的に見直すことにより、雇用維持要件を満たせなかった場合でも納税猶予を継続可能にします。 ※経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要です。
- 4 売却額や廃業時の評価額を基に納税額を再計算し、事業承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免することで、経営環境の変化による将来の不安を軽減します。

※相続税の場合



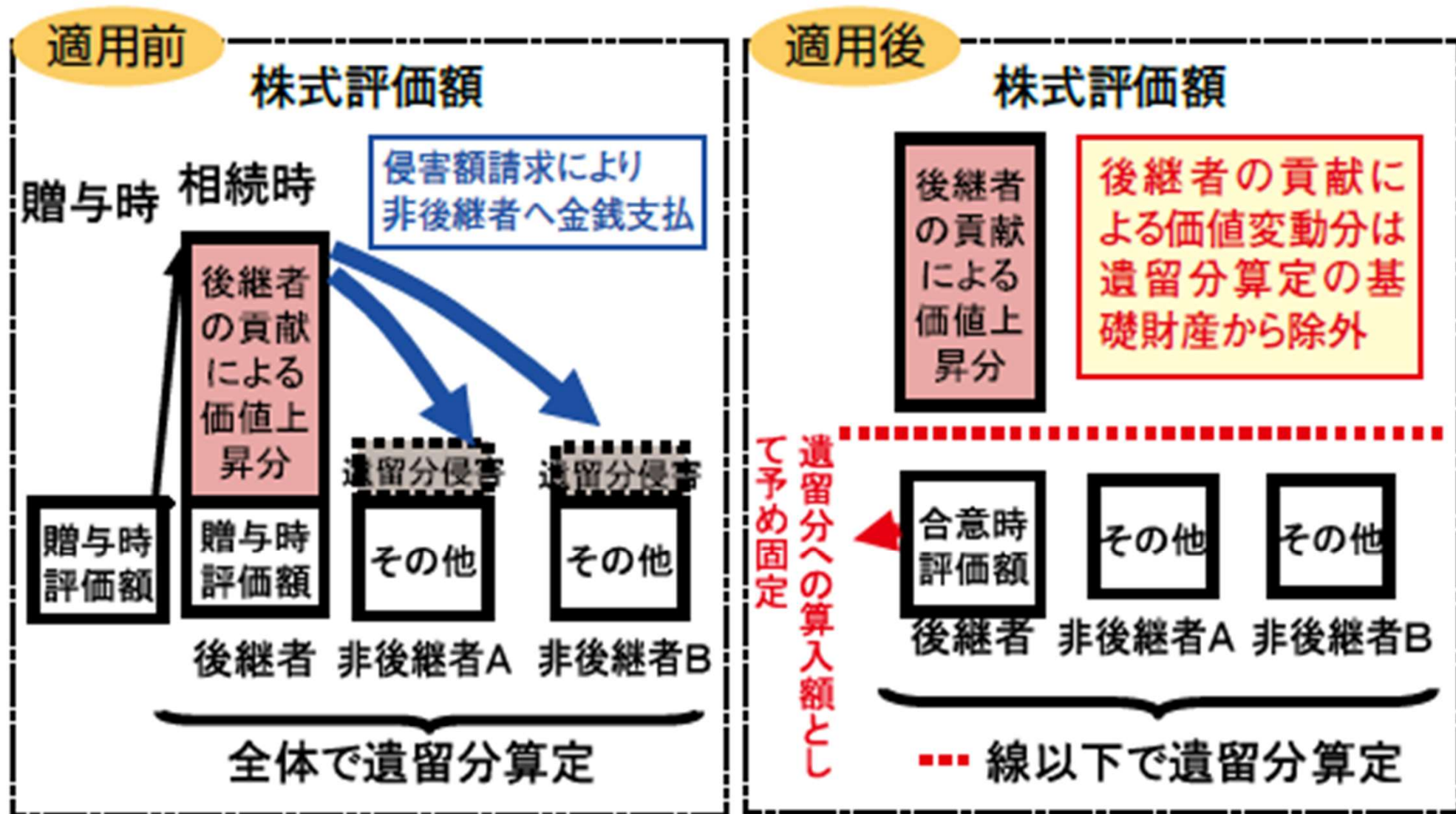
Ⅱ-7. 民法の特例（除外合意）

- ・ 自社株式を遺留分算定の基礎財産から除外する。



Ⅱ-8. 民法の特例（固定合意）

- ・ 自社株式のうち、後継者の貢献による価値変動分を遺留分算定の基礎財産から除外する。



Ⅱ-9. 会社法の特例

経営承継円滑化法に基づく認定を受けることで、所在不明株主の株式の取得に要する手続の時間を短縮することが可能です！

手続の例：株式会社が所在不明株主から非上場株式を買い取る場合

現行制度（会社法）



特例（認定を受けた場合）



Ⅱ-10-(1). 事業承継・引継ぎ補助金(令和3年度補正予算)

類型	型	補助率	補助額上限	内容	補助対象経費
経営革新 類型	創業支援型 創業者	2/3 ※400万 円超～ 600万円 部分は1/2	600万円	事業承継やM&A（事業再編・事業統合等。経営資源を引き継いで行う創業を含む。）を契機とした経営革新等（事業再構築、設備投資、販路開拓、経営統合作業（PMI）等）への挑戦に要する費用を補助。	新事業の設備投資や販促費用を補助
	経営者交代型 親族内・従業員				
	M&A型 第三者				
専門家活用 類型	買い手支援型	2/3	600万円	M&Aによる経営資源の引継ぎを支援するため、M&Aに係る専門家等の活用費用を補助。	コンサル費用を補助
	売り手支援型				
廃業・再チャレンジ類型	廃業者		150万円	再チャレンジを目的として、既存事業を廃業するための費用を補助。	在庫処分・解体費を補助

Ⅱ-10-(2). 事業承継・引継ぎ補助金の補助内容(経営革新)

2017年4月1日から事業期間中に実施された事業承継が対象。
国内拠点で地域経済活性化に資する取り組みを行う、以下の補助対象者が、**事業再構築・デジタル化・グリーン化**に資する事業を行うこと。

<補助対象者>

- ① 中小企業基本法等の小規模企業者*5
- ② 直近決算期の営業利益または経常利益が赤字の者
- ③ 新型コロナウイルス感染症拡大以前と比べて売上高が減少している者
 - ▶ 具体的には、2020年4月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高が、新型コロナウイルス感染症拡大期以前（2019年1月～2020年3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること
- ④ 中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会）等からの支援を受けており*6、公募申請時において以下のいずれかに該当することを証明する書類を提出する者
 - 1) 再生計画等を「策定中」*7の者
 - 2) 再生計画等を「策定済」かつ公募終了日から遡って3年以内に再生計画等が成立等した者

小規模事業者以外は、**②～④のいずれかを満たす必要がある。**

<小規模事業者>

製造業・宿泊業・娯楽業 : 20人以下
上記以外(商業・サービス業) : 5人以下

※ 別途、資格要件として、**経営経験は3年、実務経験は6年、所定の研修のいずれかを満たすことも必要。**

Ⅱ-10-(3). 事業承継・引継ぎ補助金の活用事例



1. 専門家活用 × 買い手支援型

No.1 卸売業・小売業A社（売上高：1億円未満）

2. 専門家活用 × 売り手支援型

No.2 建設業B社（売上高：3億円～5億円）

No.3 サービス業C社（売上高：1億円未満）

3. 経営革新 × 経営者交代型

No.4 松徳工業所（売上高：10億円～20億円）

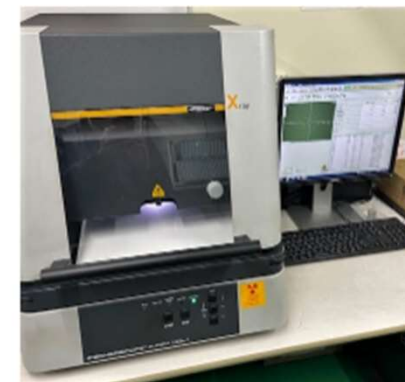
No.5 アイケイ自動車（売上高：5億円～10億円）

No.6 まつうら電器（売上高：1億円未満）

事業承継・引継ぎ補助金ポータルサイトには、事例集が豊富に掲載されている。

詳細ページへ

引継ぎに係る取組の内容		
被承継者年齢	承継者年齢	承継者と被承継者の関係
72歳	47歳	親子
経営資源の引継ぎの実施目的・経緯		
<ul style="list-style-type: none"> 前任代表取締役の高齢化による退任意向に対し、取締役を務めていた事もあり、会社経営陣の若返りと経営革新の為、代表取締役を交代した。その後、前任代表取締役は、取締役として経営に参画している。 前任代表取締役の高齢化による退任意向に対し、取締役を務めていた事もあり、増引先に対しての金属熱処理の経験と従業員の雇用経験のために金属熱処理業の事業継承を行ったために事業承継を実施した。 		
引継ぎの形態	被承継者を見つけた方法	条件
同一法人	親族・知人	-
引継ぎにあたり実施した事項		
<ul style="list-style-type: none"> 金属熱処理は、本社に真空炉設備が2台、会員工場に炉式炉設備が1台あるが、会員工場は一部の品質評価を本社の設備で行う等、特に品質評価体制が不十分で、金属熱処理設備の稼働率が低い状態にある。金属熱処理の【品質革新】を実行し販売増を図る為に、本事業で最新式の品質評価設備（真空炉式炉測定器）の導入を計画し、2021年12月に導入を完了した。 		



Ⅲ. 事業承継支援への関わり方

Ⅲ - 1. 事業承継・引継ぎ支援センターの概要

・国の運営する「**事業承継・引継ぎ支援センター**」は、全国47都道府県に相談窓口が設置されており、**親族内承継支援**、**第三者承継支援**、**後継者人材バンク**、**経営者保証**に関する支援を行っている。



事業承継・引継ぎポータルサイト

[トップ](#) | [センター相談窓口](#) | [最新ニュース](#) | [支援内容](#) | [「事業承継・引継ぎ」事例紹介](#) | [TIPS BOX](#)

第三者承継支援

後継者が不在の場合など、相談から、譲受企業のご紹介、成約に至るまで、第三者への事業引継ぎをサポートします。

[詳しく見る](#) 🔍

親族内承継支援

親族や従業員にスムーズに承継できるように、事業承継計画策定等の支援を行います。

[詳しく見る](#) 🔍

後継者人材バンク

創業を目指す起業家と、後継者不在の会社や個人事業主を引き合わせ、創業と事業引継ぎを支援します。

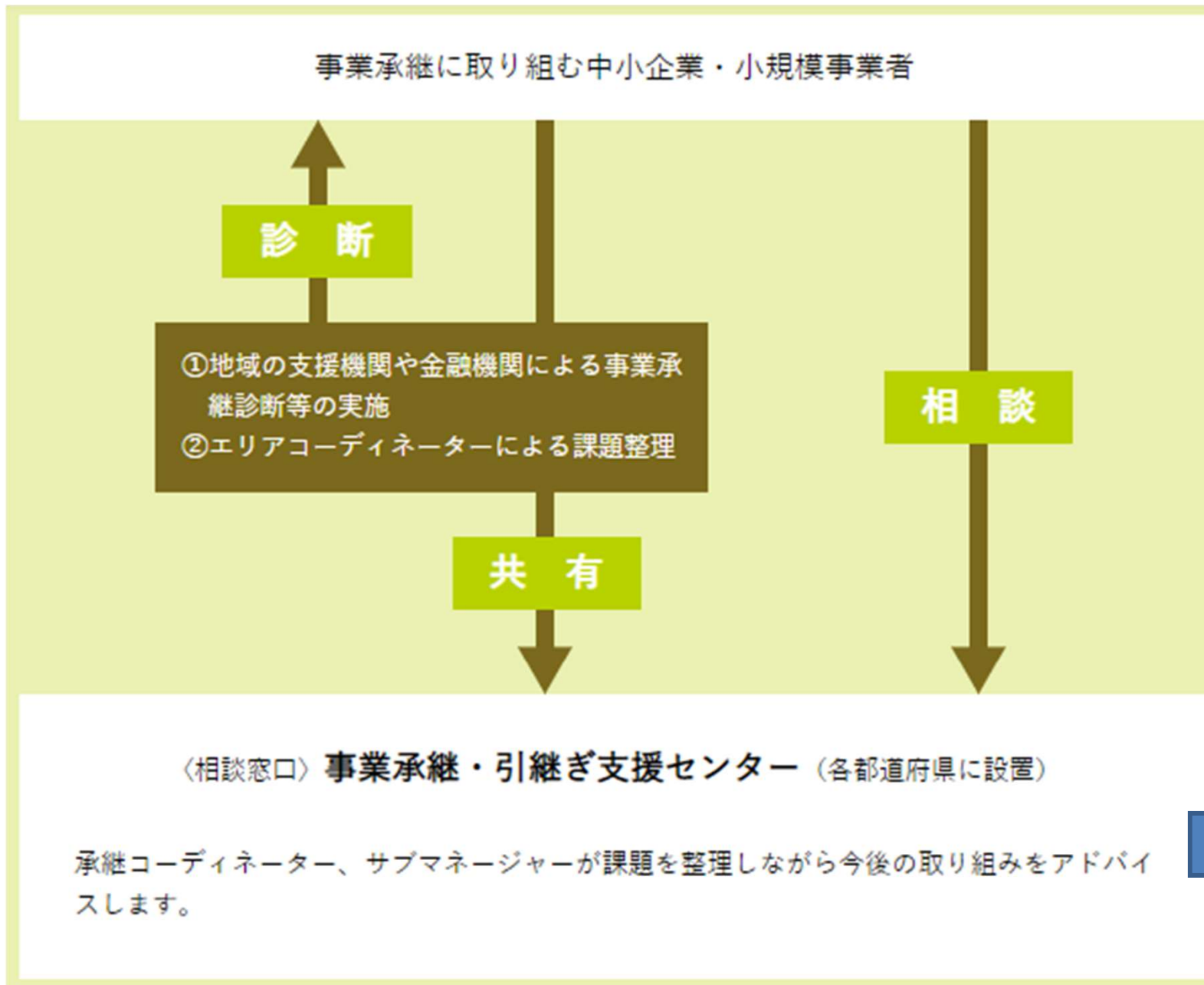
[詳しく見る](#) 🔍

経営者保証に関する支援

事業承継の障害となる経営者保証解除に向けた支援を行います。

[詳しく見る](#) 🔍

Ⅲ - 2. 親族内承継（事業承継・引継ぎ支援センター）



中小企業・
小規模事業者
に事業承継の
取り組みを
アドバイス

〈支援〉

税理士や中小
企業診断士等
の外部専門家と
連携し、「事業
承継計画」策定
の支援を無料で
行います。

Ⅲ - 3. 第三者承継・マッチング（事業承継・引継ぎ支援センター）

- ・第三者の事業引継ぎに関する、あらゆる相談に対応している。

1

民間業者、
金融機関等につなぐ



「事業承継・引継ぎ支援センター」に登録された民間M&A仲介業者、金融機関等を紹介。紹介を受けた登録支援機関が、譲渡企業にマッチした譲受企業を紹介し、マッチング及び譲渡契約成約までを実施します。

2

マッチングを
直接コーディネート



「事業承継・引継ぎ支援センター」が、中小企業の方の依頼にお応えして、譲渡の進め方のアドバイスや譲渡先の紹介、譲渡条件等のすり合わせの他、各種書類作成などに必要な専門家を紹介します。

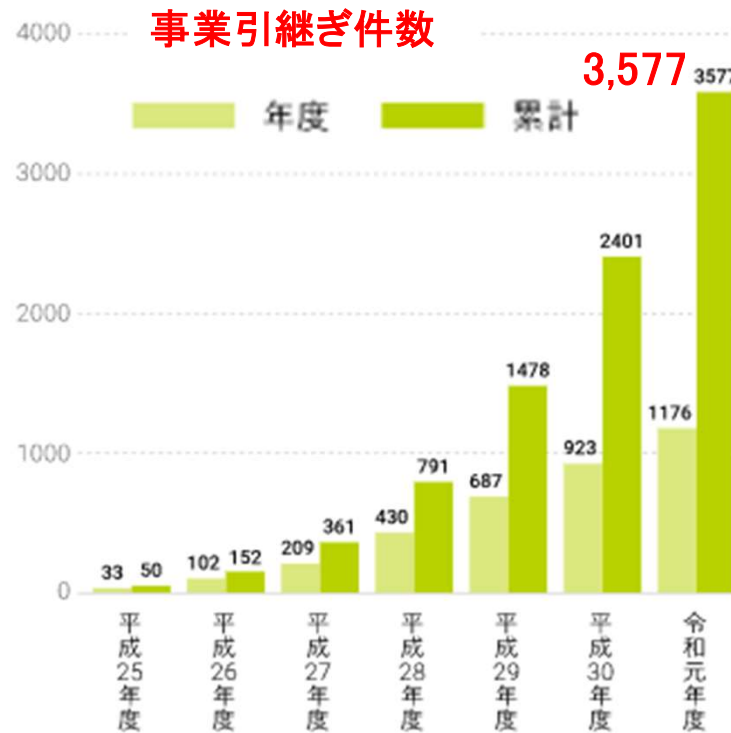
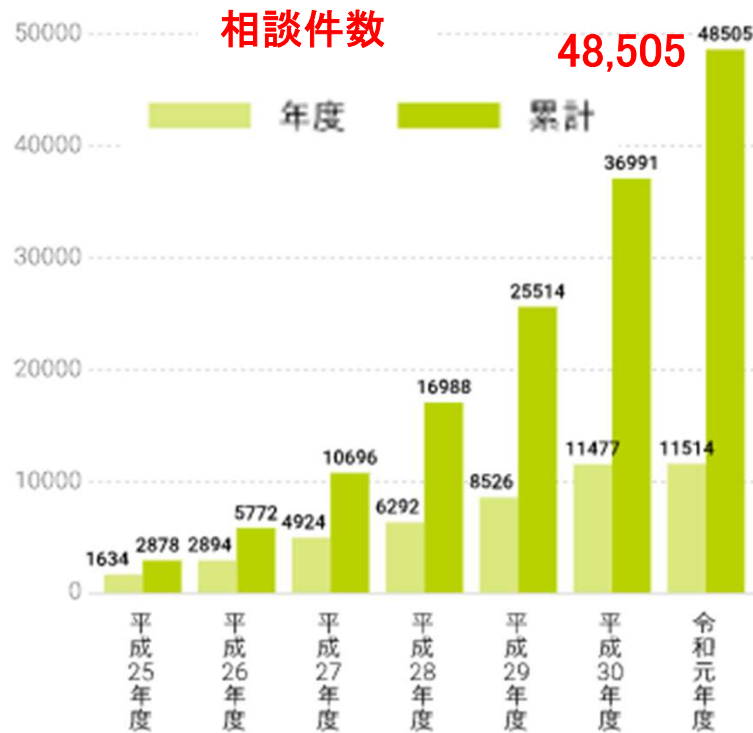
3

後継者人材バンクを
活用

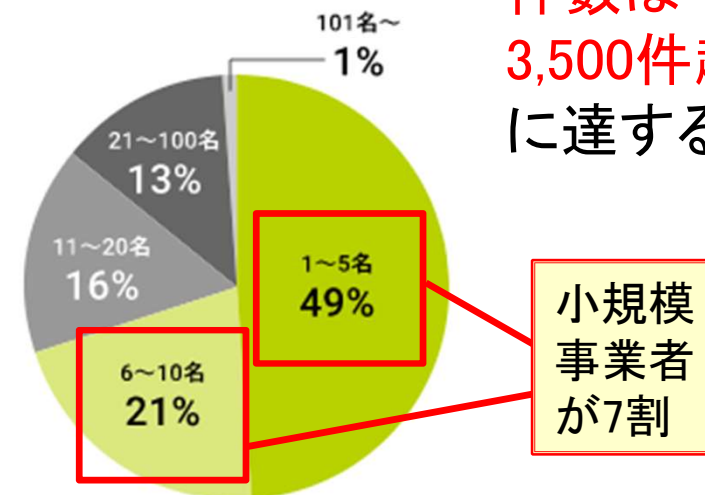
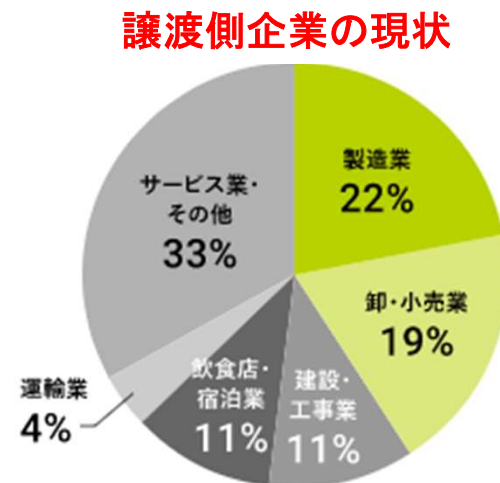
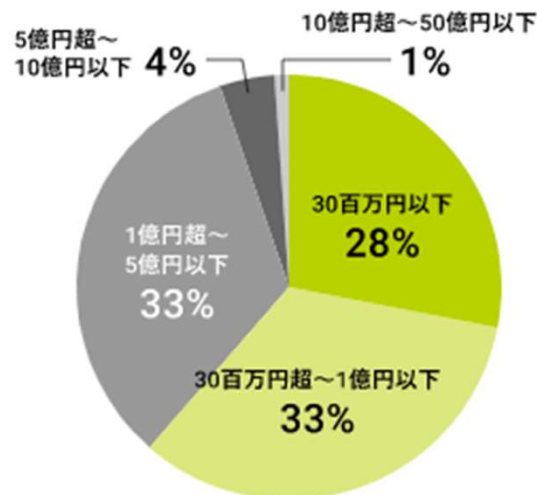


「事業承継・引継ぎ支援センター」と商工会議所等の創業支援機関が連携し、後継者不在の企業と起業を希望する人材とのマッチングを行い、成約にいたるまで支援します。

Ⅲ - 4. スモールM&A支援が伸長（事業承継・引継ぎ支援センター）



譲渡側企業の7割が小規模事業者という独自性があり、相談件数は48,000件超、に達し、事業引継ぎ件数は3,500件超に達する。



小規模事業者が7割

グラフ3点とも令和元年度実績

Ⅲ - 5. 経営者保証解除支援（事業承継・引継ぎ支援センター）

- ・事業承継時の経営者保証解除の支援を行い、**保証料率低減**が可能。



- 01 事業承継に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用を開始
- 02 経営者保証解除に向けた、経営者保証コーディネーターによる支援制度を開始
- 03 一定要件のもと経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設

Ⅲ - 6. 事業承継時の経営者保証解除 支援スキーム

「事業承継時の経営者保証解除に向けた専門家による支援事業」の流れ

経営者保証がネックで事業承継に課題を抱える事業者様

相談申込

(ステップ1)見える化

各都道府県 事業承継・引継ぎ支援センター

事業の状態が「経営者保証ガイドライン」による3要件[※]を充足するかどうかを
経営者保証コーディネーターが「事業承継時判断材料チェックシート」により判断し、アドバイス

チェックシートを充足できない場合

チェックシートを充足した場合

(ステップ2)磨き上げ

(ステップ3)派遣専門家

(希望する場合には)既存の
支援制度等を活用し
チェックシート充足に向けた
経営改善の支援

(希望する場合には)派遣専門家が、
事業者様と金融機関との
経営者保証解除に向けた面談
(目線合わせ)に同席して支援

改善に取り組み、再度事業申し込みも可能!

保証解除

金融機関の審査

「事業承継特別保証制度」
などの利用

保証解除不可

改善に取り組み、再度事業申し込みも可能!

※3要件とは

1. 法人と経営者との関係の明確な区分、分離
2. 財務基礎の強化
3. 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性の確保

Ⅲ - 7. 事業承継特別保証制度

名称	事業承継特別保証制度
申込人資格要件	<p>次の（１）かつ（２）に該当する中小企業者</p> <p>（１） 3年以内に事業承継（＝代表者交代等）を予定する「事業承継計画」（※）を有する法人 又は令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、承継日から3年を経過していないもの ※信用保証協会所定の書式による計画書が必要</p> <p>（２） 次の①から④の全ての要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 資産超過であること ② 返済緩和中ではないこと ③ EBITDA有利子負債倍率（（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）） 10倍以内 ④ 法人と経営者の分離がなされていること
申込方法	与信取引のある金融機関経由に限る
保証限度額等	2.8億円（うち無担保80百万円） 責任共有制度（8割保証）の対象
保証期間	【一括返済の場合】1年以内、【分割返済の場合】10年以内（据置期間1年以内）
対象資金	事業承継時までに必要な事業資金 既存のプロパー借入金（保証人あり）の本制度による借り換えも可能 （ただし、令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の借入に係る借換資金に限る）
保証料率	0.45%～1.90% 【経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合、0.20%～1.15%に大幅軽減】

**15倍に拡大
(2022年9月)**

(参考) 経営者保証解除チラシ

事業承継特別保証等

経営者保証を不要とする以下の信用保証制度^(※)を活用し
経営者保証を解除しませんか

※経営者保証を不要とする信用保証制度

- ・事業承継特別保証
- ・特例経営力向上関連保証
- ・経営承継準備関連保証
- ・特例地域経済牽引事業関連保証
- ・経営承継借換関連保証

経営者保証を不要とする4要件

- ①資産超過であること
- ②返済緩和中ではないこと^(注1)
- ③ EBITDA有利子負債倍率^(有利子負債÷キャッシュフロー)^(注2)
が10倍以内であること
- ④法人と経営者の資産の分離がなされていること

のうち、③の要件を緩和しました

▶ 『EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること』

^(注1)危機関連保証及びセーフティネット保証4号(コロナ)の指定期間中に返済緩和した場合を除く

^(注2)EBITDA有利子負債倍率 = (借入金 + 社債 - 現預金) ÷ (営業利益 + 減価償却費)

詳しくは、お取引のある金融機関または
お近くの信用保証協会にお問い合わせください。

お近くの信用保証協会は、右のQRコードからご確認ください。



Ⅲ - 8. 中小機構事業承継ポータルサイトの紹介

- ・中小機構中部本部は、**支援機関が行う事業承継支援をサポート**しています。
(セミナー、相談会、職員向け講習、専門家派遣)



Be a Great Small.
中小機構

トップ
事業承継のポイント
事業承継フォーラム
事業承継のいろは
(漫画動画)
事業者向け冊子
(事業承継対策)
事業者向け冊子
(経営レポートなど)
中小企業大学校 東京校
経営後継者研修
事業承継に関するご相談
支援機関向け
中小機構との連携について

中小機構事業承継ポータル

中小機構は、事業承継フォーラムの開催、事業者向けの情報提供、講習会や専門家による相談対応など、中小企業の円滑な事業承継に向けて様々なサポートを行っています。

事業承継の進め方についての動画を配信(中小企業向け／支援機関向け)

事業承継フォーラム

事業承継、それはまだまだ先のこと、と思っ
ていませんか？しかし、円滑な事業承継には早
期、計画的な準備が重要です。実際に事業承継
を行った経営者の方々に、その舞台裏を取材し
動画として公開しております。また、事業承継
に関する国の施策について説明した動画も公開
しております。こちらのサイトからご覧ください。

詳細はこちら

[令和3年度 事業承継フォーラム](#)



支援機関のために

事業承継支援の
考え方や進め方を
説明した冊子、ツール
を掲載しています。

中小企業のために

事業承継の流れを
わかりやすく説明した
動画、冊子、ツールを
掲載しています。

事業承継のいろは (落語動画)



事業承継の流れを分かりやすく紹介する動画を
公開しています。まず何から始めればよいの
か、こういった手順で進めればよいのか、軽快な
落語とイラストでわかりやすくまとめていま
す。

詳細はこちら

[中小企業の皆さん、
会社の将来は大丈夫?](#)

事業者向け冊子（中小企業経営者のための事業承継対策）

円滑な事業承継を行うためには、早めの準備と計画的な取組が必要です。当冊子は事業承継についての理解を深め、計画的な取組をサポートします。（資料請求、電子ブックを閲覧いただけます。）

資料請求、電子ブックはこちら

[中小企業経営者のための事業承継対策](#)

事業承継の現状と制度・支援策・取り組み方の理解

ダウンロード可・資料請求可

本日配布資料



事業者向け冊子（事業価値を高める経営レポートなど）

ダウンロード可



後継者に事業を伝えていくためには、自社の強み・弱みを明確にする必要があります。当冊子は自社の持つ経営資源（知的資産）の見える化をサポートします。（資料請求、電子ブックを閲覧いただけます。）

資料請求、電子ブックはこちら

[事業価値を高める経営レポート 作成マニュアル改訂版](#)

事業承継に向けた経営強化の取り組み方の理解

支援機関向け 中小機構との連携について

中小機構では、より多くの事業者に事業承継支援を届けるため、支援機関・金融機関の皆様と連携し、各地域における事業承継支援の強化を図っています。

事業承継支援に係るアドバイス、支援者向け冊子の作成や各種講習会等を開催しています。

ページ下部記載の中小機構地域本部までご相談ください。

ダウンロード可



資料請求、電子ブックはこちら

事業承継支援マニュアル

ご相談窓口はこちら

地域本部・事務所一覧

VI
Q
&
A
集

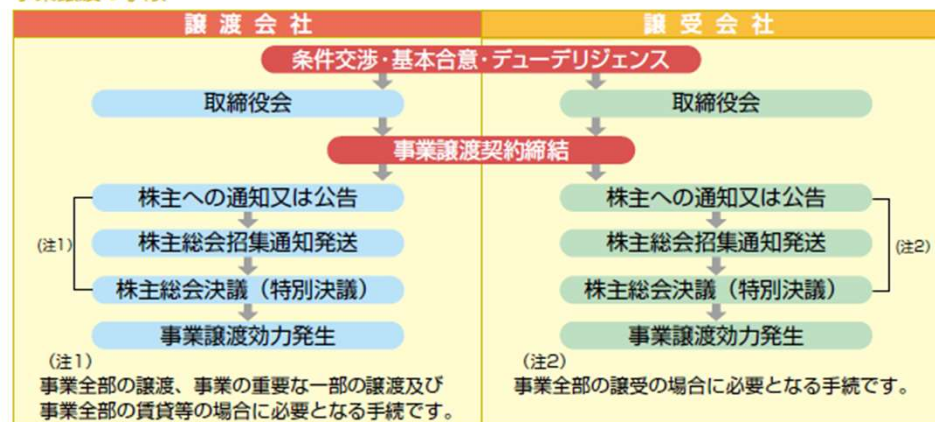
Q27

事業譲渡の手順を教えてください

A27

1. 事業譲渡の手順の概要（一般的な例）

事業譲渡の手順



事業承継支援の進め方と考え方を様式・Q&Aとともに説明。

事業譲渡

Ⅲ - 9. 中小機構中部本部の支援 ～ 定例窓口相談 ～

Be a Great Small.
中小機構

中小機構 中部本部

経営者の方へ

支援機関の方へ

起業家の方へ

アクセス

中部本部について

ホーム > 地域本部 > 中部本部

『 中小機構中部本部 』で検索

中部本部



| 経営に関する相談 ⊙

⊙ 経営アドバイス

⊙ アドバイザー一覧

お問い合わせ (中部本部)

企業支援課 Tel: 052-220-0516

| 新事業創出 ⊙

⊙ 農商工等連携に関する相談

お問い合わせ (中部本部)

企業支援課 Tel: 052-220-0516

| 海外展開に関する相談 ⊙

| ものづくり支援 ⊙

⊙ ものづくり中小企業支援

お問い合わせ (中部本部)

企業支援課 (ものづくり担当) Tel: 052-220-0516

| 事業承継 ⊙

⊙ 事業承継相談

お問い合わせ (中部本部)

地域・連携支援課 Tel: 052-201-3009

| 事業継続力強化支援事業 ⊙

中部本部



▷ 経営者の方へ

▷ 支援機関の方へ

中小企業経営者向けの
窓口相談を毎月1回
行っています。
(皆様の同席も可能)

その他の支援
メニューもご活
用ください。

Ⅲ - 10. 事業承継窓口相談の開催内容 と 申し込み方

事業承継相談

中小機構中部本部は、毎月第3木曜日に、「事業承継相談」（無料）を開設しております。
中小企業アドバイザーが、中小企業の皆様の事業承継に関する様々なお悩みに対し、じっくりとご相談に応じます。

Ⅰ 相談日及び時間帯

相談日は **毎月第3木曜**（祝日を除く）で **事前予約制** となっています。
以下の時間帯にて、相談を受け付けております。

1. 9時45分から
2. 11時から
3. 13時30分から
4. 14時45分から
5. 16時から

Ⅱ 相談内容

親族内承継、後継者対策、M&Aなど事業承継全般に関するご相談

Ⅲ 場所

中小機構中部本部 相談コーナー

オンライン相談も可能

Ⅳ お申し込み方法

下記の「事業承継相談申込書」をダウンロードしていただき、必要事項をご記入の上、FAX（052-204-2094）にてお申込ください。（事前予約制）申込書到着後、担当者より、電話等で相談確定日をご連絡いたします。

② [事業承継相談申込書](#)  (32KB)

Fax: 052-204-2094

Ⅲ - 11. 窓口相談後の継続支援コンテンツ ～ 専門家派遣 ～

(支援内容)

STEP1
経営者から後継者へ、
経営理念、企業の沿革
や歴史、企業を取り巻く
現状についての共有と、
経営課題の抽出



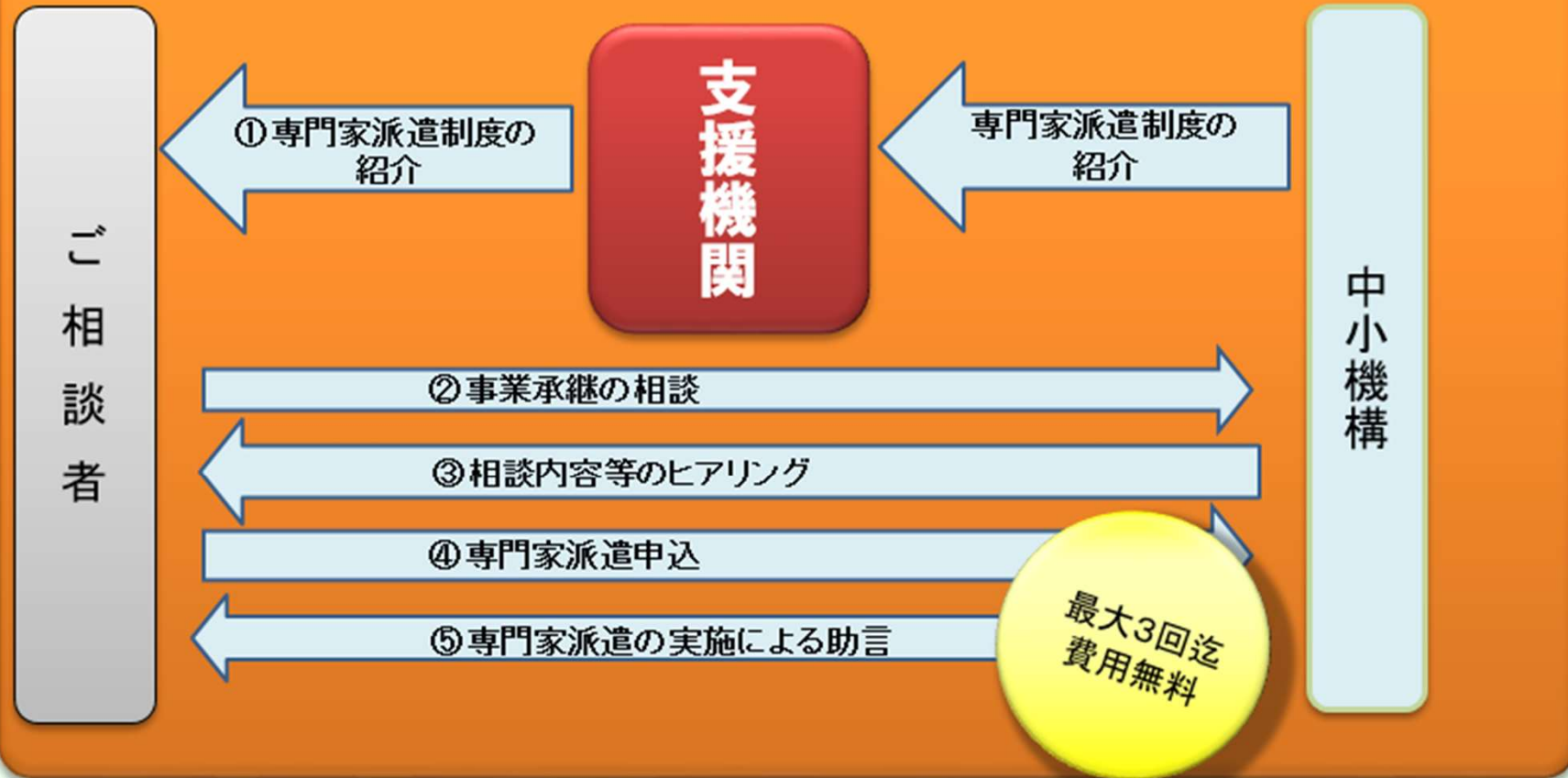
STEP2
強み・弱みの掘り下げ、
抽出された経営課題の
整理



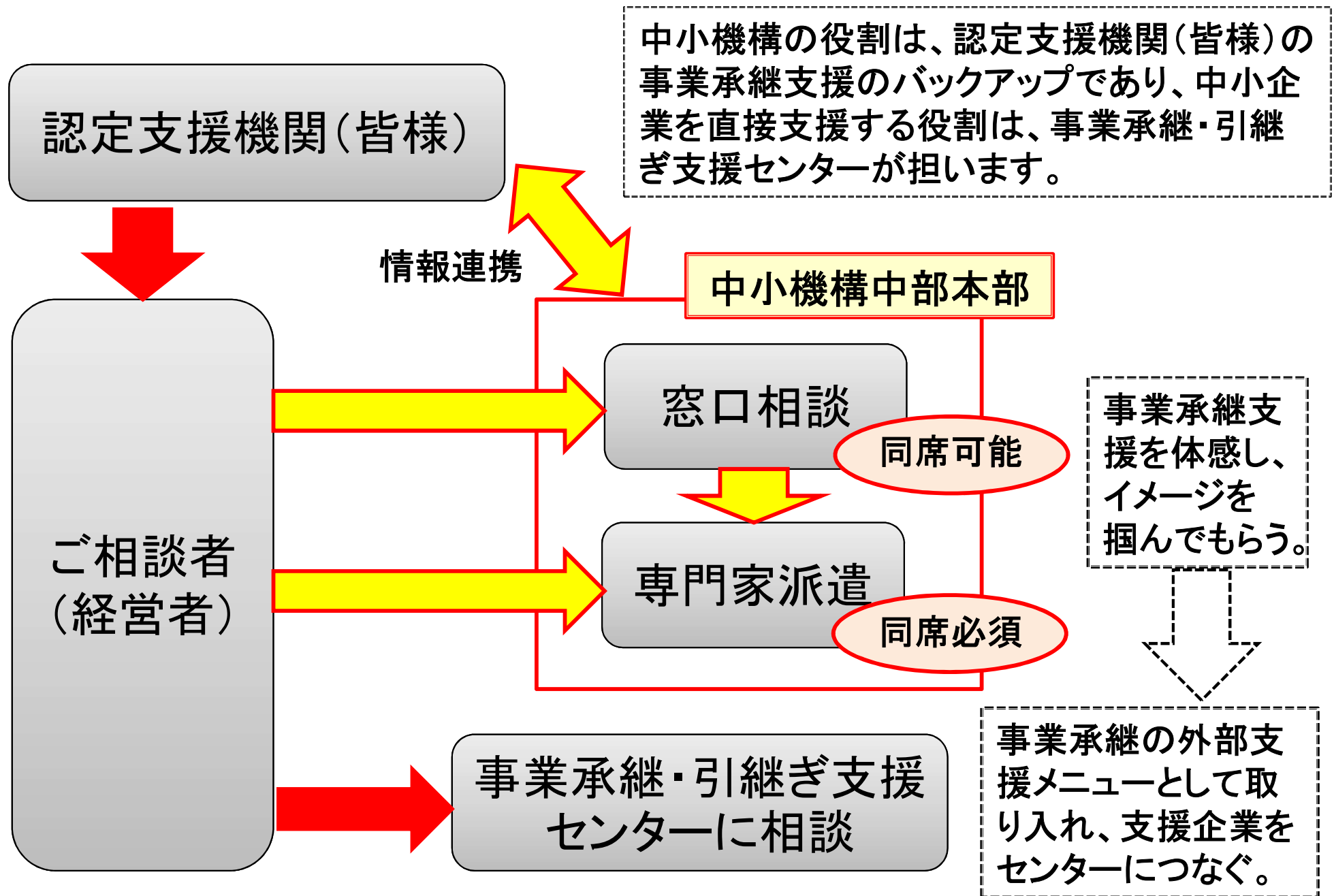
STEP3
事業承継計画の骨子の
作成、
今後の方向性の提案

皆様の同席が
必要です。

支援の流れ



Ⅲ - 12. 事業承継・引継ぎ支援センターと中小機構の役割の違い



ご清聴ありがとうございました。

中小機構中部本部の窓口相談等のコンテンツを是非、ご活用ください。

独立行政法人

中小企業基盤整備機構中部本部(中小機構中部本部)

〒460-0003 名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル4階

地域・連携支援部 地域・連携推進課 電話 052-201-3009(直通)

URL http://www.smrj.go.jp/regional_hq/chubu/index.html